会報

平成27年7月　NO.105

■第26回通常総会を開催 …… 1
■会員の決算状況（平成27年3月期）について …… 6
■顧客資金保護制度－IOSCO調査について　その1 …… 17
■Financial Futuresニュース（平成27年4月～ 6月） …… 51

一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan

■第26回通常総会を開催

本協会の第26回通常総会が平成27年6月17日、KKRホテル東京で開催され、次の議案について、いずれも原案のとおり可決承認されました。

第1号議案　平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件
第2号議案　役員の選任の件
第3号議案　第26回通常総会議事録署名人2名選任の件

平成27年6月17日開催の通常総会で新理事が選任されたのを受けて、同日開催の理事会で会長、副会長、及び専務理事の互選を行い、会長に林　信秀理事（株式会社みずほ銀行取締役頭取）、副会長に永井　浩二理事（野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長）、専務理事に後藤　敬三理事が選定されました。

本通常総会では、来賓として金融庁より森監督局長に出席を賜り、ご挨拶をいただきました。

平成27年度の本協会の役員は、通常総会での選任により次のとおりとなりました。

平　成　27　年　度　役　員

（平成27年6月17日現在）

一般社団法人　金融先物取引業協会

理事（会長）	林　信秀	株式会社みずほ銀行	取締役頭取
理事（副会長）	永井浩二	野村證券株式会社	取締役兼代表執行役社長
理事	國部　毅	株式会社三井住友銀行	頭取
理事	藤田博久	株式会社池田泉州銀行	代表取締役頭取
理事	常陰　均	三井住友信託銀行株式会社	取締役社長
理事	加島章雄	バークレイズ銀行	日本における代表者
理事	松井道夫	松井証券株式会社	代表取締役社長
理事	竹内　淳	株式会社外為どっとコム	代表取締役社長
理事	伊藤雅仁	ワイジェイＦＸ株式会社	代表取締役社長
理事（専務理事）	後藤敬三		
監事	吉田知生	公益財団法人金融情報システムセンター	常務理事

（会員代表者については会長、副会長、専務理事及び監事を除き会員番号順、敬称略。役職名は会員届による。）

平成27年度の本協会の業務委員会委員、自主規制委員会委員、規律委員会委員等は次のとおりとなります。

（平成27年6月17日現在）

一般社団法人　金融先物取引業協会

＜業務委員会＞

株式会社三井住友銀行	取締役兼副頭取執行役員	車谷暢昭
（委員長）		
株式会社みずほ銀行	常務執行役員	加藤純一
株式会社池田泉州銀行	取締役アジアチャイナ本部長 兼アジアチャイナ推進部長	宮田浩二
三井住友信託銀行株式会社	執行役員マーケット企画部長	百瀬義徳
バークレイズ銀行	マネジング・ディレクター	大澤孝元
（副委員長）		
野村證券株式会社	執行役員	水野晋一
松井証券株式会社	常務取締役コンプライアンス部担当役員 （システム部管掌）	森部隆士
株式会社外為どっとコム	執行役員経営本部長	花見泰充
ワイジェイＦＸ株式会社	執行役員	浅川佳延
協会	専務理事	後藤敬三

＜業務部会＞

株式会社三井住友銀行	投資銀行統括部グループ長	筒井真一
（部会長）		
株式会社みずほ銀行	市場業務部 リーガル・コンプライアンスチーム次長	渡邊謙
株式会社池田泉州銀行	アジアチャイナ推進部部長	山中康史
三井住友信託銀行株式会社	マーケット企画部業務チーム長	三本敦
バークレイズ銀行	コンプライアンス部ディレクター	唐沢正秀
（副部会長）		
野村證券株式会社	ネット＆コール部課長	梅津乾三
松井証券株式会社	コンプライアンス部長	雑賀基夫
株式会社外為どっとコム	リスクマネジメント部部長	小松崎武志
ワイジェイＦＸ株式会社	法務コンプライアンス部マネージャー	小西洋平
協会	事務局長	八田斎

＜自主規制委員会＞

（委員長）

株式会社三井住友銀行	取締役兼副頭取執行役員	車谷暢昭
株式会社池田泉州銀行	取締役アジアチャイナ本部長 兼アジアチャイナ推進部長	宮田浩二
三井住友信託銀行株式会社	執行役員マーケット企画部長	百瀬義徳

（副委員長）

大和証券株式会社	常務執行役員	上村博美
ＪＰモルガン証券株式会社	取締役管理統括本部長	尾﨑麻紀
岡三オンライン証券株式会社	取締役	山田博文
ＧＭＯクリック証券株式会社	常務取締役内部管理担当役員	高野修次
マネックス証券株式会社	取締役常務執行役員	田村　清

（副委員長）

セントラル短資ＦＸ株式会社	取締役営業推進部長	須藤博史
ヒロセ通商株式会社	代表取締役	細合俊一
株式会社FXトレード・フィナンシャル	代表取締役社長	鶴　泰治
株式会社マネースクウェア・ジャパン	取締役	藤森昭彦
東京大学大学院	法学政治学研究科教授	神作裕之
協会	専務理事	後藤敬三

＜自主規制部会＞

（部会長）

株式会社三井住友銀行	投資銀行統括部グループ長	筒井真一
株式会社池田泉州銀行	アジアチャイナ推進部部長	山中康史
三井住友信託銀行株式会社	マーケット企画部業務チーム長	三本　敦

（副部会長）

大和証券株式会社	ダイレクト企画部次長	野原　寛
ＪＰモルガン証券株式会社	コンプライアンス部 エグゼクティブ・ディレクター	下川展正
岡三オンライン証券株式会社	コンプライアンス部	並木　隆
ＧＭＯクリック証券株式会社	デリバティブ部長	及川昌弘
マネックス証券株式会社	法規管理部長	水野恵理子

（副部会長）

セントラル短資ＦＸ株式会社	リスク管理室長	村瀬智恵子
ヒロセ通商株式会社	取締役	古草鉄也
株式会社FXトレード・フィナンシャル	取締役副社長	小林彰彦
株式会社マネースクウェア・ジャパン	取締役	藤森昭彦
東京大学大学院	法学政治学研究科教授	神作裕之
協会	業務部長	麦島耕一郎

＜規律委員会＞

（委員長）

東京大学大学院　法学政治学研究科教授　神作裕之

（副委員長）

原・植松法律事務所　弁護士　津野修

筑波大学　ビジネスサイエンス系教授　弥永真生

（会員番号順、敬称略）

会員の決算状況（平成27年3月期）について

調査部

本協会では、年2回、登録金融機関及び第二種金融商品取引業者を除く会員の決算（本決算及び中間決算）情報の一部を集計し公表を行っており、今回の結果は以下のとおりである。

[要約]

・集計対象会員全体の当期純損益合計額は618,702百万円（前年同期比21.12％減）となった。

・金融先物取引専業者の当期純損益合計額は3,547百万円（同5.88％増）となり、14社（前年同期は19社）が当期純利益を計上した。

・集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値は485.83％（前年同期比1.89％増）、金融先物取引専業者における自己資本規制比率の単純平均値は549.68％（同1.15％減）となった。

・集計対象会員全体の純財産額合計は6,045,110百万円（同3.76％増）、金融先物取引専業者の純財産額合計は78,048百万円（同10.39％減）となった。

はじめに

（1）本記載における定義等

本協会の会員を金融商品取引業者として登録されており、日本証券業協会の協会員である会社を「証券会社」、「証券会社」以外で日本商品先物取引協会の会員を商品先物取引業者、上記以外の本協会が自主規制機関として所掌する金融商品取引を業として行う金融商品取引業者を金融先物取引専業者として分類（ただし、当該会員が本協会以外の上記の各協会に、本協会の会員になった後で新たに入会した場合や金融先物取引業務以外の業務の比重が金融先物取引を上回る状況となるなどの個別の理由が考えられる場合には、当該会員の分類を変更することがある。）し捉えることとする。なお、平成27年3月期（当期）の報告につき、上記の分類を平成26年3月期（前期）より変更した会員は2社である。

平成27年3月期（当期）とは、平成26年4月～平成27年3月迄の期間（事業年度（平成26年度）を平成26年4月～平成27年3月迄としていることと同義である。）のことであり、平成26年3月期（前期）とは、これを1ヵ年遡った同期間をいう。但し、今回は平成26年金融商品取引法の改正により、第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から起算して一年を経過する日までとする（当該改正前は第一種金融商品取引業者の事業年度は4月1日から起算して一年を経過する日であった。）こととなっている。これに伴い4月1日から起算して一年を経過する日以外の期間を事業年度の期間とする金融商品取引業者については、平成27年3月期（当期）に相当する期（同一の事業年度となるもの）をいうこととする。

（2）集計対象とする決算情報

本協会の会員である第一種金融商品取引業者が金融庁長官・財務（支）局長宛に提出を行った決算状況表の写しを本協会へ提出しており、この提出書面の記載内容のうち、平成27年3月期（前（1）の下段に記載した法改正に伴い4月1日から起算して一年を経過する日以外の期間を事業年度として採用する

金融商品取引業者については、平成27年3月期（当期）に相当する期（同一の事業年度となるもの）をいう。）及び平成26年3月期における「1. 経理の状況」の各科目の数値等を基に集計をした。ただし、会員において各科目の数値等の算出が困難な場合等、何らかの理由により各科目における数値等が得られない場合は、その数値等は当該集計結果に含まない等の合理的な集計処理を行っている。

以下の各表における割合（（A）／（B）の列）は、その項目の平成26年3月期（前期）及び平成27年3月期（当期）の値が同数値ならば100％とし、各割合を表記している。

1．集計対象会員全体の決算概況

(1) 集計対象会員

当期中に新規加入した会員並びに金融商品取引業を廃業した会員、他の会員と合併を行った会員及び金融先物取引業務を停止及び廃止した会員があったことにより、集計対象会員数は計4社減少し、計87社となった。内訳では金融先物取引専業者は計4社の減少となった。

表1　集計対象会員数

区分		当期（平成27年3月期）	前期（平成26年3月期）
集計対象会員数		87	91
	金融先物取引専業者	22	26
	証券会社	61	61
	商品先物取引業者	4	4

(2) 損益状況

①営業損益

営業収益は3,498,902百万円（前年同期比0.78％増）となり、営業損益は、861,383百万円（同15.74％減）となった。営業損益を構成する科目の主な内訳は以下ａ．～ｄ．のとおりである。

ａ．受入手数料

受入手数料は、1,801,351百万円（同10.21％減）となった。

ｂ．トレーディング損益

トレーディング損益は、1,136,748百万円（同13.61％増）となった。

ｃ．金融損益

金融収益が551,557百万円（同20.82％増）、金融費用が341,705百万円（同21.08％増）となり、この両方の科目を合計した金額（金融損益）は209,852百万円（同20.40％増）となった。

ｄ．販売費・一般管理費

販売費・一般管理費（販管費）は、2,295,763百万円（同5.93％増）となった。

②営業外損益

営業外収益が27,986百万円（同39.16％増）、営業外費用が11,265百万円（同2.64％減）となり、この両方の科目を合計した金額（営業外損益）は16,721百万円（同95.80％増）となった。

③特別損益

特別利益は48,707百万円（同15.56％増）及び特別損失は51,530百万円（同8.31％増）となり、この両方の科目を合計した金額（特別損益）は△2,823百万円（前年同期は△5,471百万円）となった。

④当期純損益

当期純損益は618,702百万円（前年同期比21.12％減）となった。

(3) その他

①純財産額・自己資本規制比率

純財産額は6,045,110百万円（同3.76％増）、各集計対象会員の自己資本規制比率の値を合算し、集計対象会員数で除した集計対象会員の自己資本規制比率の単純平均値は485.83％（同1.89％減）となった。

②常勤役職員数・営業所数

常勤役職員数は58,520人（同2.31％増）、営業所数は1,087ヵ所（同0.37％減）となった。

③口座数

開設口座数は3,172万口座（同5.27％増）となった。

表2　決算状況総括表－全業者会員（合計）

（単位：百万円、口座：一口座、％）

区分	平成27年3月期（A）	平成26年3月期（B）	（A）／（B）
営業収益	3,498,902	3,471,687	100.78％
受入手数料	1,801,351	2,006,262	89.79％
トレーディング損益	1,136,748	1,000,546	113.61％
金融収益	551,557	456,508	120.82％
その他の営業収益	9,200	8,261	111.37％
金融費用	341,705	282,212	121.08％
純営業収益	3,157,171	3,189,448	98.99％
販売費・一般管理費	2,295,763	2,167,146	105.93％
営業損益	861,383	1,022,273	84.26％
営業外収益	27,986	20,110	139.16％
営業外費用	11,265	11,570	97.36％
経常損益	878,103	1,030,824	85.18％
特別利益	48,707	42,147	115.56％
特別損失	51,530	47,618	108.22％
税引前当期純損益	875,277	1,025,336	85.36％
法人税等	243,241	193,894	125.45％
法人税等調整額	13,440	47,021	28.58％
当期純損益	618,702	784,402	78.88％
自己資本規制比率	485.83	476.82	101.89％
純財産額	6,045,110	5,826,002	103.76％
常勤役職員数	58,520	57,198	102.31％
営業所数（本店を含む）	1,087	1,091	99.63％
開設口座数	31,723,503	30,192,815	105.07％

（注）自己資本規制比率は、各報告対象会員の値を報告対象会員数で除したものである。

２．営業収入の内訳

有価証券に関連しない受入手数料は31,670百万円（前年同期比11.57％増）となり、受取手数料に占める割合は、1.76％（前年同期は1.41％）となった。

有価証券に関連しないトレーディング損益は△166,446百万円（前年同期比260.49％減）となり、トレーディング損益に占める割合は、△14.64％（前年同期は10.37％）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益の合計金額は、△134,776百万円（前年同期は132,095百万円）となり、営業収益全体に占める割合は△3.85％（前年度は3.80％）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益のうち、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の占める割合は、それぞれ、0.26％、84.44％及び15.29％であった。

有価証券に関連しないトレーディング損益のうち店頭外国為替証拠金取引の割合は、△56.49％となった。

さらにこの店頭外国為替証拠金取引の収益を100％（1）とした場合における内訳の割合は、外国為替取引が、97.57％となり、スワップポイントによる収益は2.43％となった。

当期の金融収支の内訳においては、受取債券利子が55,653百万円（前年同期比69.43％増）となった。

表3　受入手数料内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成27年3期月（A）	平成26年3月期（B）	（A）／（B）
受入手数料	1,801,351	2,006,262	89.79%
有価証券に関連しない受入手数料	31,670	28,386	111.57%
市場デリバティブ取引	15,591	16,080	96.96%
うち清算手数料	169	278	60.79%
外国市場デリバティブ取引	530	850	62.35%
うち清算手数料	0	0	－
店頭デリバティブ取引	15,549	11,456	135.73%

表4　トレーディング損益内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成27年3期月（A）	平成26年3月期（B）	（A）／（B）
トレーディング損益	1,136,748	1,000,546	113.61%
有価証券に関連しないトレーディング損益	－166,446	103,709	－260.49%
市場デリバティブ取引	－15,948	2,272	－801.94%
外国市場デリバティブ取引	－114,337	－6,078	－1881.16%
店頭デリバティブ取引	－36,161	107,515	－133.63%
外国為替証拠金取引	94,026	84,758	110.93%
うち外国為替取引	91,739	83,404	109.99%
うちスワップポイント	2,282	1,355	168.41%
通貨オプション取引	－45,943	27,902	－264.66%

表5　金融収支内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分		平成27年3期月（A）	平成26年3月期（B）	（A）／（B）
金融収益		551,557	456,508	120.82％
	信用取引収益	85,609	82,544	103.71％
	現先取引収益	16,340	8,850	184.63％
	有価証券貸借取引収益	148,319	121,260	122.31％
	受取配当金	195,081	173,052	112.73％
	受取債券利子	55,653	32,848	169.43％
	収益分配金	8,580	8,964	95.72％
	受取利息	33,369	24,654	135.35％
	その他	8,519	4,251	200.40％
金融費用		341,705	282,212	121.08％
	信用取引費用	13,644	11,476	118.89％
	現先取引費用	48,945	31,555	155.11％
	有価証券貸借取引費用	184,665	149,436	123.57％
	支払債券利子	14,589	13,861	105.25％
	支払利息	75,451	72,636	103.88％
	その他	4,354	3,195	136.28％

３．販売費・一般管理費の内訳

販売費・一般管理費（販管費）は、2,295,763百万円（前年同期比5.93％増）となった。

販管費に対する、取引関係費、人件費、不動産関係費及び事務費の占める割合は、それぞれ25.72％（前年同期は22.50％）、39.29％（同39.86％）、8.50％（同9.49％）、17.10％（同17.26％）となった。

人件費のうち、退職金が5,796百万円（同40.10％増）、歩合外務員報酬が2,457百万円（同41.22％減）となった。

表6　販売費・一般管理費内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成27年3期月（A）	平成26年3月期（B）	（A）／（B）
販売費・一般管理費	2,295,763	2,167,146	105.93%
取引関係費	590,406	487,612	121.08%
支払手数料	361,768	244,998	147.66%
取引所・協会費	57,710	62,941	91.69%
通信・運搬費	81,251	83,065	97.82%
旅費・交通費	23,490	22,016	106.70%
広告宣伝費	57,496	65,970	87.15%
交際費	8,493	8,421	100.86%
人件費	878,963	863,733	101.76%
役員報酬	9,774	9,703	100.73%
従業員給与	484,345	477,298	101.48%
歩合外務員報酬	2,457	4,180	58.78%
その他の報酬・給与	51,875	58,908	88.06%
退職金	5,796	4,137	140.10%
福利厚生費	88,079	85,903	102.53%
賞与引当金繰入れ	185,106	175,806	105.29%
退職給付費用	33,649	33,917	99.21%
その他	17,761	13,704	129.60%
不動産関係費	195,227	205,706	94.91%
不動産費	134,839	144,896	93.06%
器具・備品等	60,357	60,779	99.31%
事務費	392,650	374,133	104.95%
事務委託費	385,152	365,984	105.24%
事務用品費	7,464	8,120	91.92%
減価償却費	75,718	77,531	97.66%
租税公課	30,731	26,992	113.85%
貸倒引当金繰入れ	1,978	2,078	95.19%
その他	129,847	129,087	100.59%

４．金融先物取引専業者の決算状況

(1) 金融先物取引専業会員数及び外国為替証拠金取引の取扱会員数

平成27年3月31日時点で外国為替証拠金取引を取り扱う会員は計60社、金融先物取引専業者は計22社となった。また外国為替証拠金取引を取り扱う会員のうち、金融先物取引専業者の占める割合は36.67％となった。

報告対象会員のうち、全ての金融先物取引専業者が外国為替証拠金取引を取り扱っている。外国為替証拠金取引を取り扱う金融先物取引専業者における外国為替証拠金取引につき、店頭取引及び取引所取引の別に区分した内訳では、計21社（全体比95.45％）の金融先物取引専業者が店頭外国為替証拠金取引を取り扱っており、取引所取引において外国為替証拠金取引（くりっく365及びOSE-FX）を取り扱う金融先物取引専業者は計2社（全体比9.09％）となった。

表7　外国為替証拠金取引取扱会員数

区分	平成27年3月期	平成26年3月期
金融先物取引専業者	22	26
うち外国為替証拠金取引取扱会員 a	22	26
外国為替証拠金取引取扱会員 b	60	68
a/b（％）	36.67％	38.24％

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。

表8　外国為替証拠金取引の商品別取扱会員数（平成27年3月31日時点）

区分	店頭取引（店頭外国為替証拠金取引）	取引所取引（取引所外国為替証拠金取引）		
		くりっく365	OSE-FX	合計
金融先物取引専業者	21	2	－	2
その他の外国為替証拠金取引取扱会員	31	15	－	15
合計	52	17	－	17

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。
（注2）OSE-FXは2014年10月23日を取引最終日として休止となっている。

(2) 金融先物取引専業者の役職員数・営業所数

金融先物取引専業者の役職員数は688人（前年同期比159人（18.77％）減）となった。営業所数は26ヵ所（同4営業所減）、1会員あたりの営業所数は1.18ヵ所（集計対象会員全体の1会員あたりの営業所数は12.49ヵ所）となった。

表9　金融先物取引専業者の常勤役職員数・営業所数

（単位：人、所、％）

区分	平成27年3月期（A）	平成26年3月期（B）	（A）／（B）
金融先物取引専業者の常勤役職員数	688	847	81.23％
金融先物取引専業者の営業所数	26	30	86.67％
集計対象会員全体の常勤役職員数	58,520	57,198	102.31％
集計対象会員全体の営業所数	1,087	1,091	99.63％

(3) 金融先物取引専業者の自己資本規制比率・純財産額

各金融先物取引専業者の自己資本規制比率の値を金融先物取引専業者数で除した金融先物取引専業者における自己資本規制比率の単純平均値は549.68％（前年同期比1.15％減）、集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値485.83％（同1.89％増）となった。

金融先物取引専業者の純財産額合計は78,048百万円（同10.39％減）、金融先物取引専業者の1社当たり単純平均純財産額は3,547百万円（同5.88％増）となり、集計対象会員の1社当たり単純平均純資産額69,484百万円（同8.53％増）に比べ、1社当たり単純平均純財産額の増加した割合は2.65％小さい結果となった。

表10　金融先物取引専業者の自己資本規制比率・純財産額

（単位：百万円、％）

区分	平成27年3月期（A）	平成26年3月期（B）	（A）／（B）
金融先物取引専業者の平均自己資本規制比率	549.68％	556.09％	98.85％
金融先物取引専業者の純財産額合計	78,048	87,102	89.61％
金融先物取引専業者の平均純財産額	3,547	3,350	105.88％
集計対象会員全体の平均自己資本規制比率	485.83％	476.82％	101.89％
集計対象会員全体の純財産額合計	6,045,110	5,826,002	103.76％
集計対象会員全体の平均純財産額	69,484	64,022	108.53％

（注）この表に記載した平均とはそれぞれの該当会員数で除した単純平均である。

(4) 金融先物専業者の損益状況

以下の**表11**は、各金融先物取引専業者の営業収益、経常損益及び当期純損益を基準に増収増益、増収減益、減収増益及び減収減益に区分けして金融先物取引専業者の損益分布を示し、**表12**にて主な勘定科目を金額で示した。但し、**表11**につき、上記の各基準に±0（変わらず）がある業者が存在する場合は、上記の4つの区分けには含まず、注記に記載している。

金融先物取引専業者の営業収益は42,101百万円（前年同期比17.36％減）、8社が増収となり、営業損益は11,183百万円（同22.53％減）、7社が増益となった。

金融先物取引専業者の当期純損益は6,417百万円（同27.62％減）となり、14社（前年同期は19社）が当期純利益を計上した。

金融先物取引専業者の販売費・一般管理費の合計金額は、30,683百万円（前年同期比15.10％減）となった。

表11　金融先物取引専業者の損益分布

（単位：業者（会員）数）

区分	平成27年3月期	平成26年3月期	増減
金融先物取引専業者数	22	26	－4
増収増益の業者	5	15	－10
増収減益の業者	3	2	1
減収増益の業者	2	3	－1
減収減益の業者	11	6	5
当期純利益を計上した業者	14	19	－5

（注）平成27年3月期は変わらず減益の業者が1業者あり。

表12　金融先物取引専業者の損益状況

（単位：百万円、％）

区分	平成27年3月期（A）	平成26年3月期（B）	（A）／（B）
営業収益	42,101	50,943	82.64％
金融費用	231	362	63.81％
純営業収益	41,870	50,582	82.78％
販売費・一般管理費	30,683	36,141	84.90％
営業損益	11,183	14,435	77.47％
経常損益	11,777	15,106	77.96％
特別利益	1	12	8.33％
特別損失	1,378	672	205.06％
税引前当期純損益	10,399	14,442	72.01％
法人税等	4,346	5,477	79.35％
法人税等調整額	－371	95	－490.53％
当期純損益	6,417	8,866	72.38％

(5) 金融先物取引専業者の営業収益構造

金融先物取引専業者の受入手数料収入は2,880百万円（前年同期比30.94％減）であり、トレーディング損益は38,927百万円（同16.10％減）となった。

金融先物取引専業者の外国為替証拠金取引における収益合計は40,910百万円（同16.01％減）であり、集計対象会員の外国為替証拠金取引における収益合計88,468百万円（同11.20％減）の46.24％を占めた。

金融先物取引専業者の店頭外国為替証拠金取引における収益は40,688百万円（前年同期は48,683百万円）となり、金融先物取引専業者の取引所取引の外国為替証拠金取引における収益は222百万円（同28百万円）となった。

表13　金融先物取引専業者の営業収益構成

（単位：百万円、％）

区分	平成27年3月期（A）	平成26年3月期（B）	（A）／（B）
受入手数料	2,880	4,170	69.06％
有価証券に関連しない受入手数料	2,843	4,043	70.32％
市場デリバティブ取引	222	288	77.08％
うち　清算手数料	0	0	－
外国市場デリバティブ取引	0	0	－
うち清算手数料	0	0	－
店頭デリバティブ取引	2,621	3,755	69.80％
トレーディング損益	38,927	46,348	83.99％
有価証券に関連しないトレーディング損益	38,927	46,397	83.90％
市場デリバティブ取引	0	－260	－100.00％
外国市場デリバティブ取引	0	0	－
店頭デリバティブ取引	38,927	46,657	83.43％
外国為替証拠金取引	38,067	44,935	84.72％
うち外国為替取引	35,943	43,426	82.77％
うちスワップポイント	2,119	1,511	140.24％
通貨オプション取引	860	1,719	50.03％

表14　外国為替証拠金取引関連収益の構成

（単位：百万円、％）

区分	平成27年3月期			平成26年3月期		
	金融先物取引専業者 a	集計対象全会員 b	a／b（％）	金融先物取引専業者 c	集計対象全会員 d	c／d（％）
外国為替証拠金取引収益合計	40,910	88,468	46.24％	48,711	99,629	48.89％
受取手数料	2,843	10,637	26.73％	4,036	13,355	30.22％
取引所取引	222	4,630	4.79％	288	5,558	5.18％
店頭取引	2,621	6,007	43.63％	3,748	7,797	48.07％
トレーディング損益	38,067	77,831	48.91％	44,675	86,274	51.78％
取引所取引	0	－16,195	－100.00％	－260	1,516	－117.15％
店頭取引	38,067	94,026	40.49％	44,935	84,758	53.02％
外国為替取引	35,943	91,739	39.18％	43,426	83,404	52.07％
スワップポイント	2,119	2,282	92.86％	1,511	1,355	111.51％

(6) 金融先物取引専業者の販売費・一般管理費の状況

金融先物取引専業者の販売費・一般管理費（販管費）は30,683百万円（前年同期比15.10％減）となった。

販管費に対する、取引関係費、人件費、不動産関係費及び事務費の占める割合はそれぞれ、44.27％、16.99％、4.55％及び7.18％となり、取引関係費は前年度に比べ12.45％減少、人件費は18.75％減少した。

人件費のうち、役員報酬は802百万円（同16.63％減）、従業員給与は2,872百万円（同22.67％減）及び退職給付費用は216百万円（同11.92％増）となった。

表15　金融先物取引専業者の販売費・一般管理費内訳

（単位：百万円、％）

区分	平成27年3期月（A）	平成26年3月期（B）	（A）／（B）
販売費・一般管理費	30,683	36,142	84.90％
取引関係費	13,582	15,514	87.55％
支払手数料	5,141	6,298	81.63％
取引所・協会費	34	55	61.82％
通信・運搬費	365	520	70.19％
旅費・交通費	59	100	59.00％
広告宣伝費	7,910	8,455	93.55％
交際費	29	44	65.91％
人件費	5,213	6,416	81.25％
役員報酬	802	962	83.37％
従業員給与	2,872	3,714	77.33％
歩合外務員報酬	0	0	－
その他の報酬・給与	82	183	44.81％
退職金	1	5	20.00％
福利厚生費	451	590	76.44％
賞与引当金繰入れ	362	354	102.26％
退職給付費用	216	193	111.92％
その他	396	382	103.66％
不動産関係費	1,395	2,478	56.30％
不動産費	779	1,366	57.03％
器具・備品等	611	1,108	55.14％
事務費	2,203	4,244	51.91％
事務委託費	1,897	3,700	51.27％
事務用品費	300	539	55.66％
減価償却費	1,834	2,619	70.03％
租税公課	1,143	873	130.93％
貸倒引当金繰入れ	592	2	29600.00％
その他	4,669	3,948	118.26％

顧客資金保護制度－IOSCO調査について　その１

証券監督者国際機構（IOSCO）が加盟する各国・地域の監督機関を対象に各国・地域の顧客資金保護制度についてアンケートを行い、その回答をまとめて2014年1月に報告したものです。本稿は、文章量の都合上、本号と次号に分けて掲載いたします。

国・地域名略称

Au＝オーストラリア；Br＝ブラジル；Ca＝カナダ；Fr＝フランス；Ge＝ドイツ；HK＝香港；In＝インド；It＝イタリア；Jp＝日本；Kr＝韓国；Me＝メキシコ；NL＝オランダ；Pa＝パキスタン；Po＝ポーランド；Ro＝ルーマニア；Si＝シンガポール；Sp＝スペイン；Tu＝トルコ；UK＝英国；USF＝米国CFTC；USS＝米国SEC

なお、Qの番号は、原文（エクセルファイル）のQ&Aの行の番号を記載しています。

状況質問

Q4 「顧客資産」の定義？

Au　特定しては定義されていない。顧客資産は、顧客金銭と顧客財産の両方から構成される。顧客金銭は、ある者（顧客）に提供された若しくは提供されるであろう若しくは提供されるかもしれない金融サービス；又はある者（顧客）が保有する金融商品に関して投資業者に支払われる金銭であり、かつ顧客又は顧客のために行動する者が、投資業者に顧客のために行動する者として業者の資格で投資業者に支払われる金銭である。　顧客財産は、ある者（顧客）に提供された若しくは提供されるであろう若しくは提供されるかもしれない金融サービス、又はある者（顧客）が保有する金融商品に関し、投資業者に与えられる金銭以外の財産（例えば株券）で、当該財産が顧客により若しくは顧客のために、若しくは当該顧客の利益のために行動する者により与えられる、又は投資業者が当該財産について説明責任がある。　顧客財産からの除外には、基準証拠金貸付制度のための保障として与えられる財産を含む。

Br　○「顧客金銭」：投資業者の一般債務として取り扱われることもある。○「証券」及び「建玉」：保管機関では投資業者の資産のプールから分別管理される。デリバティブ建玉のために担保として顧客が差し入れた証拠金もまた分別管理され、任意に又は支払不能の場合、他の投資業者に移管できる。一方、株式購入のため投資業者が供与した貸付の担保として差し入れられた証拠金は、投資業者の資産のプールから分別管理されない。○「有価証券」として区分される顧客資産は、次の2つの主なグループに分割できる。(1) 株式、社債／商業手形、投資信託持分及び全てのデリバティブ、並びに (2) 国債、通貨スポット及び定期／要求払い預金。

Ca　資産には、現金、有価証券及び分別管理された保険基金等の一定の他の財産を含む。有価証券の定義にもオンタリオ先物法に基づき定義された商品先物契約及び商品先物オプションを含む。

Fr 「顧客資産」は、「金融商品」及び「顧客金銭」をいう。「金融商品」には、金融有価証券及び金融契約を含む。「金融有価証券」には、株式有価証券、債務有価証券及び投資信託受益単位又は持分を含む。「金融契約」は、命令により発出されたリストに含まれる。「顧客金銭」には、「一般公衆から受け取る資金」及び金融取引を目的として投資業者が受け取る資金を含む。

Ge　(i)ドイツでは、「顧客資産」又は同等の用語の一般的な法的定義はない。(ii)但し、範囲の考えを与

えるため、安全保管法（「DepoG」）は、紙幣を除く株式、金利及び配当利札及び利札引換券、無記名債券又は署名により移転可能な債券並びに他の移転可能有価証券に適用される。DepotG　第1（1）条

HK 「顧客資産」は、顧客有価証券及び担保並びに顧客金銭をいう。　投資業者に関連して、「顧客有価証券」は、有価証券（有価証券担保を除く）で、(i)投資業者が若しくは投資業者のために受け取った若しくは保有する、又は(ii)投資業者と支配関係のある会社が若しくはそのような会社のために受け取った若しくは保有するもので、投資業者の顧客のためにそのように受け取った若しくは保有する若しくは投資業者の顧客が法的若しくは衡平法上の権利を有するものをいう。　投資業者に関連して、「顧客担保」は、投資業者に預託された又は投資業者の顧客に若しくは投資業者の顧客のために投資業者に提供された有価証券又は財産（有価証券又は金銭を除く）で、(i)金融融通について投資業者による提供のための保障として、又は(ii)投資業者に有価証券若しくは財産の担保の権利を付与する仕組みに基づき金融融通について投資業者による提供を可能とするため、そのように預託若しくは提供されるもの。　投資業者に関連して、「顧客金銭」は、(i)投資業者が若しくは投資業者のために保有する、又は(ii)投資業者と支配関係のある会社が若しくはそのような会社のために受け取った若しくは保有する金銭で、投資業者の顧客のためにそのように受け取った若しくは保有する若しくは投資業者の顧客が法的若しくは衡平法上の権利を有するもので、資本若しくは収入のいずれかに関わらず増価値を含む。

In 「顧客資産」は、投資業者が顧客のために保有する資金、有価証券及び建玉をいう。

It 「顧客資産」は、顧客金融商品及び顧客資金（すなわち、顧客金銭）の両方を含む。　用語金融商品は、MiFIDに従って解釈される。

Jp　金融商品取引法（FIEA）第79-20条第3項は、次のように、投資者保護基金による補償を受ける権利がある「一般顧客」の資産を定義する。　○取引所取引有価証券デリバティブの取引の又は証拠金取引のために一般顧客が預託する金銭又は有価証券。

○有価証券の取引のために一般顧客が預託する金銭又は有価証券。

Kr　顧客資産は、次のように定義される：金融投資業者を通して行った取引の結果として顧客の投資口座に預託された金融投資商品又は金銭。

Me　(i)顧客資産について特定の定義はない。　(ii)有価証券の定義は、類似の用語として使用できる。

有価証券、株式、無担保債券、有担保債権、ワラント、証書、約束手形、手形及び他の譲渡性商品、又は匿名名義人、登録されているか登録簿にないかに関わらず、ここに掲げる有価証券市場で流通可能で、国内の法律又は適用される外国の法律の観点から、連続して又は一括して発行され、会社の社会資本、信用組合の参加の等分又は個別の信用権利を表示するもの。

NL　オランダ法では、顧客資産は、金銭及び金融商品である。　金融商品は、指令2004/39/EC（MiFID）第1（17）節第4条で定義される。

Pa　(i)顧客資産は、定義されていない。　(ii)顧客有価証券及び顧客現金は、「顧客資産」を参照するため一般的に使用される用語である。　(iii)用語「顧客資産」は、取次業者及び投資業者による顧客資産の分別管理を取り扱う証券取引所一般規則で使用される。　(iv)有価証券には次のものを含む。(i)株式、(ii)移管可能株式、(iii)仮株券、(iv)modaraba（非利息投資銀行）証書、(iv)ノート、(v)無担保債券、(vi)無担保債券株式、(vii)参加条件証書、(viii)担保付債券、(ix)投資契約、(x)先渡し及び先物契約　(xi)組織化前証書又は引受申込証、(xii)「有価証券」として共通に知られる権利又は商品及び前記のもののいずれかのための預託証書、権利又は参加の証書、一次的又は暫定的な証書、受取証又はワラント若しくは発行申込又は買付の権利、(xiii)1920年証券法に定義する政府証券、(xiv)委員会が公表した制度に従い、パキスタン国立銀

行が発行するボーナス受取権利証書。

有価証券には、通貨、ノート、手形、為替手形又は銀行の受取証又は、猶予期間を除き、発行時に12ヵ月以下の満期までの期間を有するノート又は満期が同様に制限されるそれの継続を含まない。

Po　顧客資産に法的定義はない。　顧客資産は、金融商品の口座と顧客資金から構成される。

Ro　「顧客資産」はそれ自体は定義されない。　顧客資産には、顧客に属する金銭（資金）及び金融商品を含む。　金融商品は、2004/39/EC指令で、ルーマニア法制で実施されるMiFID資料1のCに定める商品をいう。

Si　SFA第103A条は、SFR第15条とともに、顧客金銭及び顧客資産の定義を定める。　この調査において、「Client money」及び「Client assets」をそれぞれ「Customer money」及び「Customer assets」と反映して使用した。　顧客金銭は、シンガポール証券・先物法（「SFA」）に基づく又は投資業者の業務を行う上で規制業務について、顧客から又は顧客の口座で受け取った金銭をいうが、一定の金銭、例えば、顧客が投資業者に負う金額を減少させるために使用される金銭及び投資業者の取次及び他の適切な課金を負担するために使用される金銭を含まない。　顧客資産は、有価証券及び資産（金銭を除く）で、国債及び預金証書を含み、投資業者の顧客により実質的に所有されるものをいう。

Sp　顧客資産は、スペイン証券市場法（24/1988）では定義されていない。　顧客資産には金融商品及び顧客金銭の両方を含む。　金融商品にはMiFIDに基づき定める商品に加えて次の商品を含む。　(i)会社の株式及び株式に相当する売買可能な有価証券、並びに転換又は商品に伴う権利の行使により株式又は株式に相当する株式又は有価証券を取得する権利を与える他の種類の売買可能有価証券。　(ii)貯蓄銀行の参加株及びConfederaciòn Espa*ñ*ola de Cajas de Ahorrosの組合参加株。　(iii)有担保債券、無担保債券、債務請求権の一部を表す類似の有価証券で、転換可能又は交換可能なものを含む。　(iv)抵当カバー債券、抵当債券及び抵当参加証。　(v)資産担保証券。　(vi)UCITSの持分及び株式。　(vii)マネーマーケット商品、すなわち財務省証券、譲渡性預金及び商業手形等の通常短期金融市場で取引される商品の種類で、固有のベースで発行されるものを除き、返済可能資金の獲得に関わらない先行する商取引から派生する支払いの商品を除く。　(viii)優先株。　(ix)地域をカバーする債券。　(x)他の移管可能証券を取得又は売り付ける権利を与える又は移管可能証券、通貨、金利若しくは利回り、コモディティ、信用リスク又は他の指数若しくは測度を参照することにより決定される差金決済に対する権利を与えるワラント及び他のデリバティブ売買可能証券。　(xi)法律若しくは規則が売買可能証券として定義する他のもの。　(xii)国際化の債券。　証券市場法第2条に定める他の金融デリバティブ。　顧客金銭は、業者が投資業に関して顧客のために受け取る又は保有する通貨である。

Tu　顧客資産は、顧客のために投資目的で許可を受けた投資業者が保有又は管理する金銭、有価証券及び建玉をいう。　顧客資産には次のものを含む。　(i)投資者口座の現金及び転換可能外国為替及びこれらの口座について全ての返済金及び権利;(ii)株式、国債及び財務省証券等の有価証券；(iii)投資信託の参加証書；(iv)外国為替取引及びデリバティブ取引に関連する建玉;(v)金及び他の基準を有する価値ある品;及び(vi)委員会が定める他の資産。

UK　「顧客資産」は、英国制度では定義された用語ではないが、一般的に、別に定める場合を除き、保管資産（下記定義）及び顧客金銭（下記定義）の両方をするため使用される。　保管資産：(a)顧客のために保有される有価証券又は契約に基づく投資（これらの種類は大変に広く、例えば、株式、持分単位、オプション先物、CFD及びこれらの投資の権利を含む）；(b)顧客のために保有される(a)に掲げる投資の一と共に保有される又は保有できる他の資産。

顧客金銭：業者がその投資業／約諾において又はそれに関係して顧客のために受け取る又は保有する通貨の金銭で、それには顧客金銭規則が適用される。

USF　顧客資産は、顧客資金、建玉、有価証券又はFCMが顧客のために保有する他の資産をいう。これらの資産は、商品先物及びスワップ取引について証拠金差入れ、保証し及び保証するために使用されることができる。CFTCの規制制度は、(a)国内及び(b)外国為替－取引先物建玉及びそれに伴う担保並びに(c)清算スワップ顧客契約及び関連担保について「口座種類」間で異なる。

USS 「顧客資産」は、定義された用語ではないが、一般的に証券業者が顧客のために保有する顧客資金又は有価証券（取引所法第3（a）条（10）に基づき定義される）をいう。

Q5　投資業者に預託された顧客資産に関する顧客の所有権の性格は何か？

Au　顧客金銭：○法には所有権への参照はない。○法は、一定の状況において顧客金銭について顧客の利益のために投資業者に受託者義務を課す。　顧客財産：○法には、所有権の参照はない。○法は、投資業者が顧客財産を権利を有する者の利益のために信託保有することを受託者義務を課す。

Br　顧客は、投資業者に差し入れた資産に所有権を保つ。唯一の例外が金銭であり：不足又は支払不能の場合、顧客は預託された現金に関連して投資業者に対する請求権だけを保有する。それは、他の保証されない債権者と平等な順位の当該業者の一般債務として取り扱われるためである。

Ca　顧客は、会員業者にあるその投資口座に維持管理される無負担の現金（空売りしたことで口座にある現金は除かれる）について完全な所有権を有する。それは、完全に支払われた有価証券に関する完全所有権を有する。これらの有価証券は分別管理されておらなければならず、顧客の口座報告書にそのように表示されていなければならない。州証券法は、保管機関として業務するこれらの業者に先取特権又は請求権なく、別の場所でこれらの有価証券を保有することを求める。これは、会員業者が他の目的でこれらの有価証券を使用できないようにすることにより顧客を保護する。完全に支払われた有価証券もまた、会員業者が銀行安全預金箱に似て、顧客の保管機関となる場合には、保護預かりとして保有されることが可能である。会員業者と顧客間で書面による約諾が必要であり、これらの有価証券は、顧客の月次の口座報告書に関して保護預かりとして保有されているとの表示がなされる。顧客が証拠金口座を有する場合には、適切な証拠金約諾が会員業者及び顧客間で署名される必要がある。この証拠金約諾は、顧客の買付の資金調達について業者を保護する。この約諾は、業者に完全には支払われていない有価証券に先取特権を与え、これらの支払われていない有価証券を建玉の資金調達のための担保として使用する法的権利を与える。顧客が証拠金請求に応じない場合、会員業者は、口座にある有価証券を売却し、その代金を顧客の債務に充当することができる。顧客は、完全に支払われる場合、有価証券に関し完全所有権を取り戻す。

Fr　顧客は、有価証券口座に保管口座管理人が保有する「金融商品」に所有権を保持する。「金融商品」は、個別の口座ベースで厳密に特定されなければならない。保管口座管理人は、顧客の明示的な同意なく当該有価証券を使用することを許されない。「金融商品」は、顧客の口座に記載して具体化する。「金融商品」は、口座が維持される名義の顧客により所有されるという前提がある。

Ge　(i)顧客は、それらの顧客資産（顧客金銭で、それに関し、それらの顧客金銭に関する請求権を保持するものを除く）に関する完全所有権を保持する。

(ii)有価証券がドイツ中央預託機関（Clearstream Banking AG）に共同安全保管について適格である場合のドイツの有価証券取引を決済することについて、当該銀行は、顧客にこれらの共同有価証券預託

の共同所有権を提供することを求められる。(DepoG第6（1）条）㈢預託機関が支払不能となった場合、預託者は分別管理及び有価証券の返還を請求する権利があり、有価証券は、投資業者の支払不能資産（ドイツ支払不能法第47条（InsO））の一部を形成しない。㈣有価証券が共同安全保管に適格でない場合、顧客は、有価証券の単独の所有権を提供される。当該銀行は、これらの有価証券をそれ自身の保有からかつ第三者の有価証券から物理的に分別管理のために切り離さなければならない。(DepoG第2（1）条）預託機関の支払不能の場合は、預託者も又分別管理を請求する権利がある。　㈤運用会社が運用する投資信託は、法人格のない資産プールである。InvG第30条1項1号により、投資信託は、直接共同所有権（共同所有権解決案）又は所有者として行動する運用会社（信託解決案）を通して保有されることができる。　㈥ドイツの保管機関がドイツ国外でサブ保管機関の仕組みを作ることは、DepoGに応じて共同所有権又は単独所有権に相当する外国保管機関のそれぞれに対し、顧客が法的立場を手に入れる場合にのみ容認される。

HK　証券･先物（顧客金銭）規則（「顧客金銭規則」）第4条及び第5条並びに証券・先物（顧客証券）規則（「顧客証券規則」）は、それぞれ、投資業者が、香港で受け取った又は保有する顧客資産が信託口座又は顧客口座として指定される分別管理口座に保管されて預託されることを確実にすることを求める。投資業者によりそのように分別管理されるこれらの資産は、投資業者の資産の一部を構成せず、顧客の利益のための信託の対象として留まる。

In　投資業者は、証券取引所から受け取った支払いから24時間内に顧客の資金及び有価証券を決済しなければならない。顧客の持分／資金が顧客の同意に基づき投資業者の帳簿で保有される場合、同じものが顧客のために受益者の資格で保有されなければならない。

It　2つのシナリオがある：顧客資産が投資業者により保有される場合及び顧客資産が銀行である投資業者により保有される場合。　銀行でない投資業者：顧客は、顧客資産（顧客金銭を含む）に関する完全な所有権（すなわち、単なる請求権ではなく）を保持する。　銀行である投資業者：このシナリオでは、顧客は、顧客金銭以外の顧客資産に関する完全な所有権を保持する。　顧客金銭については、顧客は、銀行が銀行に差し入れられた顧客金銭の所有権を取得するので、請求権を保持する。

Jp　顧客資産を投資業者自身に差し入れることは、顧客の所有権の性格を変更せず、それは顧客に留まる。

Kr　㈠顧客資産は顧客だけに属する財産であり続ける。　㈡顧客預託は、金融証券会社に預託される。㈢顧客有価証券は、韓国証券預託機関に預託される。

Me　顧客は、投資業者内に置かれた資産からの全ての権利及び便益を保持する。(権利及び便益を資産から切り離すと訳すこともできる。)

NL　投資業者に差し入れられた顧客資産は、Wgeプールへの有価証券の預託を構成する。　顧客の所有権は、Wgeプールの「一群の財産」の共同所有権と置き換えられる。　オランダ証券振替移管･管理法（Wge）の有価証券保管制度への参加を認められたオランダの金融商品について、適用されるWgeにより作られた3段階構造がある。　㈠ピラミッドの最上部は、所謂「振替プール」により形作られ、CSDにより運営される。CSDの参加者は、それらが管理する同じ種類の有価証券の割合に応じてプールにおいて共同所有者である。有価証券の各銘柄について、異なるプールがあり、このシステムに加入を認められた有価証券と同じ数の（振替）プールが存在する。　㈡ピラミッドの第2段階は、参加者が運営する有価証券－所謂「参加者プール」から構成される。　㈢投資者は、それらが権利を有する有価証券の割合に応じてこれらのプールの共同所有者である。それらは、Wgeピラミッドの第3段

階で最後の段階を構成する。　Wge制度に適格でない有価証券及び外国に所在する有価証券について、有価証券の簡素化された管理及び保管のVABEF制度がある。　(i)有価証券の所有権は、投資家がその有価証券口座に保有する機関から区分される特別目的会社である預託機関に移管される。

オランダ法では、デリバティブはWgeシステム又はVABEFシステムへの加入に適格ではない。現在、投資業者と行われるデリバティブに関する一般投資者の財産権を保全することができるシステムは、オランダにはない。

Pa　(i)顧客は、投資業者に差し入れた現金及び顧客有価証券に関し、完全所有権を保持する。　(ii)顧客有価証券は、投資業者による顧客の名義で登録される。

Po　(i)所有権の問題は、それ自体定義されない。　(ii)顧客資産についての所有権は、金融商品取引に関する法律及び財務省令により保証される。　顧客資産は顧客の所有権であり、投資業者は、自己の口座又は第三者の口座でそれを使用することを認められない。但し、投資業者により行われた有価証券資金調達取引の場合は、顧客資産の使用は可能であるが、それには顧客又は資産に権限を有する者の書面による同意が必要である。

Ro　(i)一般的に、顧客は常に顧客資産に実質所有権を保持し、投資業者の支払不能の場合に保護される。　(ii)例えば、仲介業者（すなわち、投資業者又は信用機関）の債権者は、支払不能の場合を含み、投資者の資産を使用できない。投資者資産は、質流れ手続きを開始した取次業者に対する差押え実行から免除され続ける。　(iii)仲介業者自身は、顧客の金融商品を顧客が事前の書面による同意を与える場合を除き、自己の口座の取引又は他の顧客の口座のために使用できない。　顧客の資金は、信用機関による場合のみ自己の取引を行うために使用できる。　一般的な規則には例外がある。　(i)顧客が完全名義移管担保約諾に基づき投資業者に資産（金銭及び資産）を移管した場合は、顧客は実質所有権を保持しない。　(ii)顧客からの書面による同意がある場合は、仲介業者は、顧客の金融商品を使用できる。

Si　信託口座及び保管口座にある金銭及び資産は、それぞれ投資業者によりその顧客のために信託保有される。

Sp　業者が保有する顧客資産は、顧客名義で、又は、資産が「オムニバス」口座が認められる国・地域において記録される場合、業者名義で登録できる。但し、顧客は常に資産の実質所有権を保つ。

Tu　非具体化される株式、債券、投資信託及びワラントなどの資本市場商品は、中央証券預託機関である「中央登録機関」(CRA）において実質所有者の名義で集中して登録される。　非具体化される商品に関連する所有権は、配当支払い及び償還、権利発行、株主総会への参加、担保などCRAが提供するサービスを通して資本市場商品の参加者及び所有者が使用できる。現金について、顧客資産は、投資業者の名義で開設された銀行口座に保有されるが、現金は分別管理された口座に記録され、投資業者の資産から区分して保管される。

UK　保管資産：広義には、業者が保有する保管資産は、顧客、名義会社又は業者の名義でさえ登録できるが、顧客は常に資産の実質所有権を保持する。業者支払不能の場合は、顧客は、特定の資産に関し請求権を有し；支払不能管財人はこれらの資産を追跡できる。　不足がある場合は、顧客は、一般財産の保証されない債権者として請求権を有し、適格である場合、損失を受けた場合、金融サービス補償制度（FSCS）に対し請求できる。顧客金銭：顧客金銭は、顧客のために信託で業者により受け取られ、保有される。業者破綻の場合は、顧客のために業者が保有する全ての顧客金銭は、プールされる。顧客金銭のプールは、それに対する権利に応じてプールに関する請求権を有する顧客の間で比例した率で分けられる。　その顧客金銭プールに不足がある場

合は、顧客の間で比例した率で分けられる。顧客は、不足に関連する業者の一般財産の保証されない債権者として請求権を有し、適格である場合、損失を被った場合、金融サービス補償制度（FSCS）に対し請求できる。

USF　顧客は、その資産を投資業者に差し入れる場合、これらの資産に対する名義を当該業者に移管する。但し、投資業者が支払不能となる場合、全ての顧客は、口座種類により、顧客資産において各顧客の請求権の額に基づき比例按分で分ける。

USS　取引所法規則第15c3-3条（「顧客保護規則」）は、一般的に、顧客の所有権の性格を規定し、次のように規定する：○証券業者は、顧客が完全に支払った及び超過の証拠金有価証券の所有権と管理を取得し、維持しなければならない。これには、一般的に良好な管理場所にあるいかなる先取特権もない顧客有価証券を保有することを含む。　○無条件貸方残は、証券業者の在庫又は費用の資金調達のため使用することはできない。　○顧客純貸方は、引当金勘定に「閉じ込め」なければならず、従って、証券業者が清算される場合、顧客有価証券及び資金は顧客に返還することが可能でなければならない。

「無条件貸方残」は、商品取引所法に従って又は類似の方法で分別管理される、又は商品取引所法に基づき規則に定義される自己口座で保持される資金である商品口座にある資金を除き、有価証券、配当、金利、預金その他のものの売却から生じるかどうかに関わらず、要請に応じて、直ちに顧客に現金を支払う証券業者から顧客への債務をいう。(paragraph (a)(8)of Rule 15c3-3)　規則第15c3-3条第(1)項は、規則第15c3-3条は、有価証券の受渡しに関して、証券会社に関し行われた要求に続く通常の業務の過程において次に掲げる有価証券の現物受渡しを受け取る証券業者の顧客の絶対的な権利に影響するとは解釈されてはならないと規定する。　(1)顧客が権利を有する完全に支払われた有価証券、及び(2)顧客の証券業者に対する債務について顧客から証券業者への完全支払が行われ；レギュレーションT（12 CFR 220）の要件を超えてそれ自身の保護のため担保を維持するレギュレーションTに基づく証券会社の権利の対象である証拠金有価証券、そのような顧客の証券会社に対する債務を担保化することを合理的には求めない超過証拠金有価証券。

Q6 「顧客」の定義？

Au　顧客：次に掲げる事項に関連して、金融サービスを提供された、されるかもしれない若しくは提供されるであろう者又は金融商品を保有する者。(a)当該金融サービス若しくは金融商品に関して投資業者に支払った（ただし、必ずしも顧客が支払う必要はない）金銭；(b)当該金融サービス若しくは金融商品に関して投資業者に与えられる（但し必ずしも顧客による必要はない）財産。○小売顧客と卸売顧客（実質上卸売顧客は知識のある投資家である）は同じく取り扱われる。　ASX24市場参加者：○顧客：市場参加者がその者のために先物契約若しくはオプション契約を締結する、取得する若しくは売却する；又は市場参加者がその者のために先物契約若しくはオプション契約を締結する、取得する若しくは売却することを提案する、又は市場参加者がそれから指図を受ける者、パートナーシップ若しくは会社。○ASXで取引される先物契約については、○顧客は、その者のために市場参加者が取引する、又は市場参加者がその者から先物契約を取引する指図を受ける者と定義される。

Br 「顧客」は、投資業者に口座を保有する自然人又は法人である。ブラジルは、保管制度に従うので、顧客資産についての投資業者及びその顧客との間の関係は、主として、民事法に基づく保管の仕組みである。

Ca　会員業者に口座を開設し、そのサービスを受ける個人又は事業体は、顧客とみなされる。

Fr　顧客は、フランス法での定義はない。それは、MiFID定義に従って理解される：顧客は、投資業者

が投資及び／又は付随するサービスを提供する相手の自然人又は法人をいう。専門家顧客と一般顧客の区別がある。専門家顧客は、投資決定を行い、生じるリスクを評価する経験、知識及び技能を保有する顧客である。専門家顧客は、非専門家顧客として取り扱われることを選択できる。非専門家顧客は全ての他の顧客である。「有資格投資家」、すなわち金融商品の取引に伴うリスクを感知することを求められる専門性及び資源を保有する個人又は事業体、の概念もある。FMIについては、次に掲げる用語が顧客ではなく使用される：参加者及び間接参加者。CCPについては、EMIRは、清算会員及び顧客をいう。

Ge (i)ドイツでは、「顧客」又は同等の用語の一般的な法的定義はない。法制度は、その用語がどのように使用されるかをある程度提供する。(ii)ドイツ証券取引法（WpHG）第31a条は、「顧客」を投資業者がその投資サービスを提供する相手の全ての自然人又は法人として定義する。(iii)安全保管法（DepotG）は、一般及び機関投資家に適用されるが、そのどちらも定義されない。(iv)また、ドイツ投資法（InvG）は、一般顧客又は専門家顧客の間を区分しない。法的定義はない。

HK 証券・先物令（「SFO」）に基づき、「顧客」は、仲介業者（免許会社又は登録機関をいう）に関連して、仲介業者（「第一仲介業者」）がその者のためにその提供が規制業務を構成するサービスを提供する当該者をいう。「顧客」には、第一仲介業者に担保として有価証券、金銭又は財産を預託する別の仲介業者を含み、外国為替証拠金取引に関して、認知された取引相手を含まない。 「免許会社」は、SFO第116条及び第117条に基づき許可された会社をいう。「登録機関」は、SGO第119条に基づき登録される許可を受けた金融機関、例えば銀行をいう。免許会社の管轄は、証券・先物委員会（「SFC」）にあるので、登録機関の監督は、監視、苦情処理及び調査実施に関し香港通貨機構（「HKMA」）に委任され、SFO及び銀行令に基づき規制される。登録機関は、顧客資産保護について免許会社と同じように、SFO（関係法令を含む）の規定の対象となる。但し、規制の重複を避けるため、登録機関が銀行業務において維持する他の預金から顧客金銭を分別管理することは適当ではないので、登録機関は、顧客金銭規則の対象ではない。

In 顧客は、有価証券の取引を目的として投資業者に登録された者である。さらに、用語の定義の日付について例外はない。

It 顧客は、投資業者が投資及び／又は付随するサービス（この定義は、MiFIDにある顧客定義を追跡する）を提供する相手の自然人又は法人をいう。

「一般顧客」及び「専門家顧客」の間の違いもある。

一般顧客は、専門家でも有資格でもない取引相手である顧客である。 専門家顧客は、その投資決定を行う及びリスクを適切に検証する経験、知識及び専門性を有する顧客である。 この性格付けは明示的に示された又は要請に応じて検証されたいくつかの事業体について推定されることができる。

有資格取引相手は、注文執行及び／又は自己勘定取引及び／又は注文の受付及び伝達サービスが提供される相手の顧客である。

Jp FIEA第79-20条第1項は、投資業者の支払い不能の場合の投資者保護基金による補償を受ける権利のある「一般顧客」を定義する。これは、国、地方政府及び投資の十分な経験及び知識を有する有資格機関投資家を除く。

Kr 顧客は、金融投資商品の取引について金融投資業者に対する取引相手である。（金融サービス・資本市場法（FSCMA）） 「顧客」は、2つの種類に分かれる。 (i)「専門家投資者」及び(ii)通常の投資者。 「専門家投資者」は、次の両方をカバーする。(i)金融投資商品に関連するその専門性、所有する資産の規模を理由として、投資に伴うリスクを負担する能力を有する投資者：及び(ii)次の者：(a)国、(b)韓国銀行、(c)大統領令に定める金融機関、(d)上場会社、但し、金融投資業者との店頭デリバティブ取引は、

投資者が専門家投資者として取り扱われたい旨書面により当該金融投資業者に通知する場合に限る；及び(e)大統領令に定める他の者。　「通常の投資者」は、専門家投資者以外の投資者をいう。

Me　顧客は、有資格、機関及び一般公衆投資者の3つに区分されて定義される。　有資格投資者：全国銀行・証券委員会（委員会）の一般規定により設立された収入、資産又は質的性格を通常有する者。　機関投資者：連邦法によりそうであると認められる者、金融機関、法律に基づき信託に基づく受託者として業務を行う場合を含む（機関投資家と認められる）。　公衆投資者：他の区分に入らない者。

NL　オランダのシステム（第1.1条　FSA）は、「顧客」という用語を使わない（MiFID第10節第1条に使用されるように）。但し、業務として又は専門家により行われるのではなく、投資業者が投資サービスを提供する相手の自然人をいう「消費者」という用語を使用する。

Pa　(i)顧客は、定義されないが、「投資者」及び「サブ口座保有者」は大雑把に同じ用語である。　(ii)投資者は、取引所で上場する有価証券のいずれかを買い付け又は売り付けた者で、投資業者、その代理人又は代表者ではない者をいう。　(iii)サブ口座保有者は、次のように定義される。サブ口座が中央預託機関に投資業者により開設・維持され、投資業者が運営する名義の者。

Po　顧客という用語は、投資サービスを提供することの条件に関し財務省令に基づき定義される。

それは、投資サービスを行うための約諾書を投資業者と締結した個人、法人又は法人でない事業体と定義される。顧客の種類もまた、金融商品の取引に関する法律で定義される。この区分化は、顧客種類をMiFID指令に定めるように、すなわち、専門家顧客、一般顧客及び適格取引相手の顧客区分を反映する。

Ro　顧客の一般的な定義及び2つの顧客の種類がある。　(i)顧客－S.S.I.Fが投資及び／又は付随サービスを提供する相手の自然人又は法人；　(ii)専門家顧客－資料8に掲げる基準に適合する顧客；　(iii)一般顧客－専門家顧客でない顧客。　専門家顧客は投資決定を行い、伴うリスクを検証する経験、知識及び能力を有する顧客である。専門家顧客の例には、信用機関、投資業者、保険会社、UCIT、投資運用者、年金基金、トレーダー、機関投資家、政府及び国際機関（CNVM[規則32/2006資料8）等の金融市場で業務をするための許可を受け、規制されている事業体を含む。

Si　SFAに基づき、顧客資産において、「顧客」は、(i)投資業者がその者のために規制業務を行う又は行うであろう者；又は(ii)投資業者が、主体として、有価証券又は先物契約の売付又は買付のために、又は外国為替証拠金取引に関して取引を行う又は行うええあろう相手となる他の者をいう。この調査においては、用語「Client」を「Customer」と反映して使用した。　但し、「顧客」は、次の者を含まない。(a)自己勘定で規制業務を行う投資業者；(b)投資業者の役員、従業員又は代表者；(c)関連会社に属する及びその利益のために維持される口座について投資業者の関連会社。

Sp　顧客はスペイン証券市場法ではそれ自体定義されていない。　顧客は、業者（銀行及び投資業者を含む）がサービスを提供する、提供しようとする又は提供した相手の者、個人又は法人をいう。

Tu　投資業者の名義で銀行口座に預託させた現金での顧客資産の収益は、比例して口座に分配されなければならない。　顧客は、書面による契約の方法で投資目的のため投資業者に口座を開設する個人又は法人である。　現在、顧客区分に関し制定された最終法又は規則はないが、案は作成中である。新資本市場法が施行される後、顧客は個人顧客と専門家顧客の2つのグループに分けられる。

UK　顧客：業者（銀行及び投資業者を含む）が規制業務を行う上で役務を提供する、提供する意図がある又は提供した相手の者（個人及び会社のような

法人を含む)。「顧客」の定義はまた、関係会社又は他のグループ事業体を含む他の規制業者を含む。

USF　顧客（Client）は、顧客（Customer）（すなわち、その商品若しくはスワップ口座がFCMにより保持される自然人、会社、一般パートナーシップ、有限パートナーシップ、有限債務会社、信託又は他の法的組織）をいう。　定義「顧客」は、自己口座の定義に基づき含まれる口座の種類を除く。自己口座には、業者自身の口座及びFCMの取締役、株主、役員、口座担当者、一定の他の従業員、上記の者の一定の親類及び関係会社などのいわゆる「非顧客」（すなわち関係会社）口座を含む。

USS　用語「顧客client」は、「顧客customer」をいい、それは、一般的にその者から又はその者のために、証券業者がその者の口座で資金又は有価証券を受け取った若しくは取得した若しくは保有する者である。　「顧客」はまた、その者が、契約約諾若しくは理解により若しくは法律の運用により、証券業者の資本の一部である又は証券会社の債権者の請求権に劣後する財産若しくは資金について請求権を有する限度において他のものを含む。　用語「顧客」は、一般的に証券業者、地方証券ディーラー又は国債証券ブローカー若しくは国債証券ディーラーを含まない。(取引所法規則第15c3-3条(a)(1))

支払不能前質問

Q9　各顧客の顧客資産は、個別の口座に預託されなければならないか？

Au　いいえ。投資業者は、オムニバス口座又は個別の口座で顧客資産を保有できる。顧客資金は他の顧客の金銭と混蔵できる。

Br　有価証券及び建玉：はい（保管機関では）　現金：いいえ。各顧客の現金残高は、継続的に更新され、いつでも参照できるとはいうものの、顧客が預託した現金の総額は、投資業者の口座で保有される。

Ca　(i)いいえ。完全支払い又は超過証拠金顧客有価証券、それは(a)顧客名で登録され、顧客ごとの基準で信託保有される、又は(b)投資業者の名で登録され、一括ベースで分別管理されることができる。

(ii)いいえ。「無条件貸方残」を構成する顧客資金について。

Fr　(i)フランスでは、市場規制機関（すなわち金融市場機構（AMF））が顧客有価証券の保護に責任を有し、安全性の規制機関（すなわち安全管理機構（ACP））は、顧客金銭の保護に責任を有する。

(ii)顧客金銭：いいえ。さらに、銀行（投資業者ではなく）だけが顧客金銭保有を認められる。投資業者は、銀行に顧客金銭を預託するか、当該金銭を有資格マネーマーケット・ファンドを買い付けるため使用しなければならない。顧客金銭が預託される場合、投資業者は、自身の口座と金銭が預託される事業体の記録とを照合しなければならない。投資業者も又、四半期ごとにACPに報告し、この情報を顧客に提供しなければならない。　(iii)顧客有価証券。はい。加えて、投資業者は、一顧客のために保有する資産を他の顧客のために保有する資産から及び自己の金融商品から、いつでもかつ遅滞なく、区別することができるために必要な正確な記録と会計を保存しなければならない。これらの記録は、定期的に照合しなければならない。保管口座管理人が代理人のサービスを使用する場合、同じ分別管理が代理人の帳簿でなされることを確実にしなければならない。

Ge　ドイツの制度は、一般的に、顧客資産を投資業者の資産とは区分して維持するよう求める。

(i)顧客は、この制限を権利放棄できる。　(ii)顧客が個別の保管を選択する場合、その投資業者は、顧客有価証券のための保管機関として行動しなければならない。そのような投資業者は、個別の分別管理された口座にそのような顧客有価証券を預託しなければならない。　(iii)顧客が個別の保管を選択しない場合、投資業者は顧客の有価証券を第三者預託機関にあるオムニバス分別管理口座に預託できる。投資業者は、顧客の同意を得て、(a)顧客の有価証券を

第三者預託機関で自己の資産と混蔵する、(b)第三者預託機関に顧客の有価証券をそれ自身の資産と混蔵することを認めることができる。

HK　いいえ。投資業者はオムニバス口座又は個別の口座に顧客資産を保有できる。

In　はい。

It　(i)はい。投資業者は、顧客資産を自己の資産及び他の顧客の資産からは区分して個別の口座に保有しなければならない。　(ii)制度は、銀行が保有する金融商品及び銀行以外の投資業者が保有する金融商品及び資金は、区分されたかつ分別管理された資産（すなわち、投資業者の債権者は、それらの資産について行動をとることができない）として取り扱われるので、「真の資産分別管理」である。　(iii)顧客金銭は、正当に許可を受けた銀行を通してのみ保有されることができる―銀行以外の投資業者は、受取りから1日以内に銀行／中央銀行に第三者オムニバス口座を開設しなければならない。この第三者口座は、投資業者がその自己の資産を預託する口座から区分されなければならない。　(iv)投資業者は、顧客が同意する（専門家顧客については、口頭による合意で十分である）場合、第三者にあるオムニバス口座に金融商品をサブ預託することができる。

(v)投資業者は、特別の記録保存要件を遵守し、いつにおいても、各顧客の顧客資産（建玉を含む）を特定できるようにしておかなければならない。

(vi)加えて、顧客資産の混蔵は、刑事的に罰される。

Jp　いいえ。但し、投資業者に預託された顧客資産（投資業者が有価証券取引、取引所取引デリバティブ又は証拠金仲介サービスを提供する場合）は、当該業者自身の資産から分別管理されなければならない。　資産は、投資業者が各顧客の資産を特定できる方法で保有されなければならない。

Kr　はい。各顧客の資産は、他の顧客の資産及び投資業者それ自身の資産から区分して維持されなければならない。資産は、各顧客の顧客口座により維持される。　顧客預金は、顧客資産として特定かつ保管されなければならない。顧客有価証券は、韓国証券預託機関に保有され、顧客の有価証券として特定されなければならない。　オムニバス口座は、その価値が10万ウォン未満の資産であり、それについて6ヵ月以内に取引、預託又は引出しがない場合、認められ、オムニバス口座で区分して維持できる。

Me　いいえ。投資業者は、オムニバス口座又は個別の口座で顧客資産を保有できる。　顧客資産は、他の顧客又は投資業者自身の資産から区分して維持しなければならない。メキシコ証券法により、顧客資産は、許可された預託証券機関の投資業者の資産口座とは異なる口座に登録されなければならない。

NL　はい。　信用機関でない投資業者は、顧客資産を保有することを直接には認められない。顧客に属し、投資業者の業務が付属する金銭及び金融商品は、顧客の名義で信用機関の1以上の口座で保有される。　次に掲げる規定を含む書面による合意は、投資業者（執行又は資産運用サービスを提供する）及び顧客との間で締結できる。　(i)顧客金銭及び金融商品は、銀行で顧客名義の1以上の口座で保有される。　(ii)商品口座への入出金は、金銭を運用する顧客口座に対してDVPベースで行われる。

(iii)投資業者は、顧客のために投資サービスを行うために必要であるとみなされる場合、専ら顧客金銭及び金融商品を移管する権限を付与される。

信用機関である投資業者は、金融商品の顧客口座が金銭顧客口座に対してのみ入出金されることを定める約諾を締結することにより顧客資産を保護する要件を遵守する。金融商品は、証券銀行振替取引法に従って保有されかつ管理され、又は一定の要件に適合する預託機関により保有されるかしなければならない。　投資業者は、オランダでオムニバス口座に顧客資産を保有することが認められる。

Pa　(i)はい。投資業者は、区分されたサブ口座（各投資者について1サブ口座）に顧客資産を維持しなければならない。　(ii)サブ口座は、投資業者の主要口座の一部であるが、名義は、サブ口座保有者（顧

客）である。　(iii)帳簿記載有価証券へのサブ口座保有者の名義（顧客）の記録がある。　(iv)サブ口座有価証券は、分別管理されるーこれは顧客の口座報告書に反映される。　(v)分別管理は、他の目的で顧客有価証券を使用する投資業者から顧客を保護すべきである。　標準口座開設様式の条件18は、投資業者が次に掲げる事項をすべきであると定める。　(i)配当株、無償株、権利株等に対する権利についてサブ口座保有者（すなわち顧客）について保護を確実にすること；　(ii)有価証券のサブ口座保有者（すなわち顧客）の権利を害す可能性があることを行わないこと。投資業者は、オムニバス口座を保有又は維持することを認められない。

Po　(i)はい。一顧客の顧客資産は、他の顧客のそれとは区分して維持されなければならない。　(ii)さらに、投資業者は、顧客資金及び／又は顧客金融商品をそれ自身の口座又は他の顧客の口座で使用してはならない。　(iii)この規則は、投資業者が保管サービスを提供する場合にも適用される。

Ro　いいえ。投資業者は、オムニバス口座に顧客資産を保有できる。　記録は、投資業者が常にそして遅滞なく、個別の顧客の資産を他の顧客資産及び投資業者自身の資産から特定することができるよう記録を保存しなければならない。

Si　いいえ。投資業者がその顧客の口座で受け取った金銭及び資産は、同一の信託又は保管口座に混蔵及び預託できる。

Sp　いいえ。顧客資産は、投資業者の資産から区分して維持されなければならない。　顧客資産は、オムニバス口座に保有される場合、業者資産とは区分して保管する方法で保有されなければならず、業者は、いつでもかつ遅滞なく、一顧客のために保有される顧客資産を他の顧客のために又はそれ自身の口座で保有される顧客資産から識別できなければならない。そのような記録は正確でなければならない。

Tu　資本市場商品についてと現金についてとは異なる。中央登録機関（CRA）により顧客別に開設された口座に集中的に登録され、預託される非具体化された資本市場商品（株式、債券、投資信託及びワラントを含む）については、中央証券預託機関は個別の口座に保管されなければならない。　同様に、TurkDexで取引されたデリバティブ及び外国為替取引に関連する顧客現金担保及び証券貸借市場で執行される取引についての有価証券の貸借に関連する担保は、顧客ベースで保管銀行Takasbankで保管される。一方、現金は、投資業者自身の名義で銀行口座に預託されるが、投資業者自身の資産とは区分して保管され、投資業者内の分別管理された顧客口座に記録される。

UK　いいえ。投資業者は、オムニバス口座又は個別の口座で顧客資産を保有できる。

USF　いいえ。投資業者は、オムニバス口座の商品先物を保証する顧客資産を保有できる。それはまた、区分されたオムニバス口座の外国先物を保証する顧客資産を保有できる。

USS　いいえ。　投資業者は、「良好な管理場所」（例えば保管銀行）での顧客オムニバス・ベースで顧客有価証券を保有できる。その場合、資産は先取特権があってはならない。

Q10　投資業者は、どの程度の頻度でその帳簿と分別管理要件とを照合しなければならないか？

Au　ASX、Chi-X及びASX24の会員である投資業者：毎日翌営業日の7：00p.m.までに。投資業者は、(i)顧客口座（信託又は分別管理に関わらず）に保有する合計残高と(ii)内部記録で示す相当する残高を比較しなければならない。(ii)ASX、Chi-X及びASX24の会員でない投資業者：法に基づく明示的な照合要件はないが、投資業者は、十分なリスク管理システムを有しなければならない。効果的な会計及び照合プロセスは、この要件への基本と考えられる。

Br　帳簿照合に適用される特定のルールはないが、最良実務は、関係営業日の終了までに現金建玉を照

合することである。照合は、投資業者に預託された現金だけに適用される。それは、「有価証券」及び「建玉」が保管機関において個別の口座で保有されるからである。

Ca (ⅰ)週2度（投資業者が定める日）に投資業者が顧客のために分別管理しなければならない有価証券について (ⅱ)週1度（投資業者が定める日）に投資業者が顧客のために分別管理しなければならない「無条件貸方残」について (ⅲ)(ⅰ)かつ(ⅱ)の両方の場合、適用される分別管理要件の内部遵守状況の毎日の点検 (ⅳ)(ⅰ)の場合、内部記録と外部保管機関記録との毎月の照合

Fr 顧客資金と顧客有価証券に関し、照合は、定期的（例えば、毎日）に行われなければならない。

顧客資金は、合計ベースで照合できる。顧客有価証券については、投資サービス提供者もまた、内部口座と第三者記録間の定期的な照合を行わなければならない。

Ge 預託機関は、少なくとも年一度有価証券口座報告書を発出することを求められる。これらの報告書は、通常、その年の最初の月に顧客に送付される。投資業者が銀行である限りにおいて、安全保管法は、その帳簿を遅滞なく不可欠要件と照合する保管機関としてこれらを求める；有価証券取引業者に対する分別管理要件もまた、遅滞なく満足される。証券取引法第34a条(1)第1項第1号参照。有価証券口座報告書は、少なくとも年一度以上、通常1月に各顧客に発出されなければならない。顧客は、有価証券口座報告書を公式に受け入れなければならない。

HK 毎日。投資業者は、顧客資産が、その受取り後1日以内に自己の資産から適切に分別管理されることを確実にしなければならない。従って、投資業者は翌日（例えば日X＋1）終了前に受け取った日（例えば日X）について照合を終えなければならない。

投資業者は、各顧客に負う顧客資産の額を計算しなければならないが、そのような額を合計ベースで銀行報告書又は保管機関報告書と照合できる。

In 顧客口座は、顧客の選択で継続して、かつ顧客の選択で少なくとも月ごと又は四半期ごとに照合されなければならない。

It 投資業者は、(a)顧客ごと及び(b)顧客資産種類について合計で、照合しなければならない。 顧客ごとの照合は、定期的に、執行された取引の頻度及び数量に応じて行われなければならない。 金融商品については、投資業者は、中央預託機関に顧客口座の残高がその内部顧客口座記録と一致することを登録日から1日以内にチェックしなければならない。 投資業者はまた、定期的に、顧客資産の内部口座と顧客資産を保有する保管機関又はサブ保管機関の記録とを照合しなければならない。

Jp 毎日、顧客ごとに。

Kr 内部管理の一部として定期的に。 実際には、当該業者の内部管理基準に基づき異なる可能性がある。

Me 毎日。一般的に、翌営業日の終了までに。

NL Besluit Gedragstoezicht Financi?le Ondernemingen（すなわち定期的な点検）第165条第1項cは、照合の時期要件を定める。 全ての投資業者もまた、第三者が保有する顧客の金銭及び金融商品が投資業者の管理記録と一致するかどうか定期的に点検する法的責任を有する。

Pa 照合は、その日の終了時に投資業者が顧客ごとに関して行う。 毎日の取引報告書は取引を反映して各顧客に提供される。 顧客はまた、パキスタン中央預託会社（CDC）により提供されるSMS警告システム及び／又はパキスタン全国清算会社（NCCPL）のUIN情報システムを通して取引情報にアクセスできる。 四半期ごとの報告書もまた、当該四半期終了時点のサブ口座に記載された帳簿記載有価証券の数字を示す全てのサブ口座保有者に送付される。 各口座保有者（すなわち投資業者）は、営業日ごとに保有に当たって記載された帳簿記載有価証券の取扱いに対して参照してその営業日に行われた業務を立証しなければならず、直ち

に、その翌営業日の終了までにCDCに懸念を書面により報告しなければならない。

Po　―

Ro　中央預託制度の参加者は、全ての顧客サブ口座及び参加者の自己口座の毎日の照合を行わなければならない。金融商品については、CSD参加者は、決済日の終了までに自身の事務管理システムとCSDシステムに登録された情報とを毎日照合しなければならない。　仲介業者は、口座に記録された債務及び資金及び／又は金融商品保有の間の金額を立証することにより各顧客口座及び自身の口座に登録された資金又は金融商品保有の毎日の照合を行わなければならない。仲介業者は、ITシステム内の決済日を含め、顧客口座の残高を記録しなければならない。

Si　信託及び保管口座に維持される顧客金銭及び顧客資産の毎日の計算及び照合は、先物契約の取引について及び外国為替証拠金取引について規制業務を行う投資業者について求められる。

Sp　定期的な照合が内部口座について顧客資産が保有される第三者口座と行われなければならない。　照合は、合計ベースでかつ顧客ごとに完了される。　照合は、必要な頻度で行われなければならない。

Tu　投資業者は毎月、その顧客に、顧客口座に関連して報告書を送付しなければならない。　顧客口座報告書は、前月終了から7営業日以内に送付しなければならない。毎月の報告書には、全ての顧客取引、資産及び債務を含む。　顧客はこれらの報告書に記載される情報に異議を唱えることができる。　投資業者は顧客資産を照合するための内部管理手続きを有さなければならない。

UK　(i)「必要な頻度で」投資業者の過半数について、規制機関はこの要件を翌営業日の終了までに完了しなければならない毎日の照合と解釈した。　(ii)顧客金銭については、その者のために業者が顧客資金を保有する各顧客の記録及び権利の残高記録と業者が保有する顧客金銭の記録と残高記録との内部照合。さらに、業者は、定期的に、その内部残高及び記録と顧客金銭が保有される第三者のそれとの照合を行わなければならない。　(iii)顧客資産については、投資業者は、各顧客のために保有する保管資産と業者及び第三者が保有する保管資産とを内部照合しなければならない。これらの目的のために採用できる照合の方法は、全ての保管資産は、同日において計算及び照合されることを求める「合計計算方法」を含む。

USF　毎日、翌営業日の正午までに。　投資業者が、いつにおいても、(i)商品先物について各顧客のために分別管理しなければならない顧客資産及び(ii)外国先物について各顧客のために取りのけておかなければならない顧客資産、の金額を示す帳簿を維持しなければならないが、投資業者は、合計ベースで、照合することを認められる。

USS　(i)投資業者は毎日の所有及び管理の計算を行わなければならない。加えて、投資業者は、証券業者の顧客ごとの各現物及び証拠金口座を区分して項目別に現在の元帳口座を作成及び保存しなければならない。元帳は、その口座について有価証券及び商品の全ての買付、売付、受取り及び受渡し並びにその口座への全ての出金及び入金を含むべきである。　元帳は毎日更新しなければならない。

(ii)一般的に、週ごとに、投資業者は、その準備金計算をカバーするために十分な顧客資産を保有することを確実にする計算を行わなければならない。一般には、準備金計算は、全ての顧客にわたり、合計して貸方及び借方を合計する。投資業者は、借方を上回る貸方の合計の超過分に等しい額で特別引当金勘定に顧客資産を維持しなければならない。顧客資産の預託は、準備金計算が行われてから翌々営業日（例えば、通常、金曜日の準備金計算について火曜日）に生じる。

Q11　投資業者が一時的に分別管理要件に定める

金額よりも少ない顧客資産を保有することができるか？

Au (i)ASX、Chi-X及びASX24の会員である投資業者：いいえ。投資業者は、毎日の顧客資金照合により顧客債務に充てることができる顧客資産に不足があることがわかった場合、2営業日以内にASICに届け出なければならない。(ii)ASX、Chi-X及びASX24の会員でない投資業者：法は、顧客金銭口座への支払い及び顧客金銭口座からの支払いを規制する。法は、分別要件の決定を規制しないし、投資業者が分別要件に適合する顧客資産を保有する場合も規制しない。

Br 分別管理要件は、ブラジルにおいて必要ではない。と言うのは、顧客資産は、保管機関で個別の口座で保有され､投資業者が手を出せないからである。唯一の例外は、上記のように、現金である。

Ca はい。投資業者が知りながらそのような不足を発生させるのでない場合。投資業者は、分別管理された有価証券に不足を発見する場合、翌営業日までに当該不足を補償しなければならない。投資業者が「無条件貸方残」に不足を発見する場合、「不足を是正するための最も適切な行動を迅速に」とらなければならない。

Fr いいえ。

Ge いいえ。顧客が一定の除外に合意する場合を除き、投資業者は、「顧客が預託した特定の有価証券を保有することを求められる」ためである。投資業者が顧客有価証券に不足を発見した場合、当該不足は、分別管理要件違反として取り扱われる。影響を受けた顧客は、損害について投資業者に対して請求権を有する。

HK いいえ。投資業者は、分別管理された口座に保有すべき顧客金銭又は顧客有価証券の額に不足があることを特定する場合、できるだけ速やかに当該不足について補償しなければならない。そのような不足は、分別管理要件違反とされ、投資業者は1営業日以内に規制機関に届け出なければならない。

In いいえ。これに関する不足は、投資者に補償されなければならない。

It いいえ。資産の金額（及び種類）は、投資業者に預託された顧客資産の金額と正確に一致しなければならない。　投資業者は、照合中顧客資産に不足があることを発見した場合、規制機関及びイタリア銀行に届け出なければならない。影響を受けた顧客は、損害賠償のため、投資業者に対して請求権を有する。

Jp いいえ。

Kr いいえ。金融投資業者は、自己の財産、信託口座及び顧客口座を区分して維持しなければならない。　資産のそれぞれの会計処理もまた、区分して行われる。

Me いいえ。顧客資産の不足は、証券法の違反とされる。

NL 上記のシステムにより、これは可能であるべきではない。

Pa 取り組まない。

Po ―

Ro いいえ。投資業者が銀行口座に保有しなければならない顧客金銭は、次に掲げる金額の合計を超えるべきである。　(i)正の個別の顧客残高；及び(ii)追加の証拠金取引必要額。投資業者は、負の個別の顧客残高の合計を相殺しなければならない。

Si いいえ。

Sp 全体の顧客金銭及び金融商品の合計額は、区分された口座で保有されなければならない。

Tu いいえ。

UK いいえ。(a)投資業者は、内部照合の結果顧客金銭に不足を発見する場合、当該不足の理由を特定し、次に掲げる事項を確実にしなければならない。(i)照合が行われる日の営業の終了時までに不足が顧客銀行口座に支払われること；又は(ii)超過が同一期間に引き出されること。　(b)投資業者は、内部記録と外部の保管記録とを照合し、顧客金銭に不足を発見する場合は、できるだけ速やかにその差異の理

由を特定し、修正しなければならない。顧客金銭が保護されることを確実にすることが堅実である場合は、業者は、それ自身の金銭を顧客銀行口座に支払うことができ、その金銭は、CASSの顧客金銭の章において顧客金銭となる。　業者は、上記の規則を遵守できない場合は、書面によりFSAに届け出なければならない。　保管資産については、業者は、直ちに、この部分で予想された照合で発見された差異を修正し、業者が責任を有すると結論付けられる合理的な理由がある未照合不足を補い、又は同等の額を提供しなければならない。

USF　いいえ。投資業者は、内部照合の間に顧客資産の不足を発見する場合は、そのような不足について直ちに補償しなければならない。さらに、投資業者は、そのような不足を規制機関に直ちに報告しなければならない。

USS　いいえ。取引所法規則第15c3-3条(e)(1)は、投資業者が常に、その準備銀行口座に、準備計算で計算された額よりも少なくない額の現金及び／又は有資格有価証券を維持することを求める。投資業者は、その必要な預託をしない場合は、その規制機関に直ちに届け出なければならない。投資業者は、一般的に、金曜日（その週の最終営業日の終了時）にその準備金計算を行い、翌火曜日に必要な預託を行う。

Q12　顧客が借方残を有する場合、投資業者が分別管理要件を決定するに当たってそのような残高を控除できるか？一顧客の純借方残高が、預託されている全ての必要な資金についての業者の債務を他の顧客の純貸方残に対して控除できるか？

Au　投資業者は、分別管理しなければならない顧客資産の金額の計算に当たって、異なる顧客について貸方及び借方残高を相殺できない。

Br　分別管理要件は、上記のように、ブラジルでは適用されない。

Ca　カナダでは、顧客貸方残は、会員が閾値までその業務において使用することを認められる。閾値を超える顧客貸方残は、分別管理されなければならない。顧客が借方残を有する場合、借方残を保証するための担保を提供することを求められる。顧客がそうでない場合、業者は不足について資本に対する控除を求められる。

Fr　いいえ。顧客の受取勘定（借方勘定）は、貸方から控除できない。一顧客の純借方残は、他の顧客の純貸方残について預託されているべき必要資金について当該業者の債務を減少させない。さらに、有価証券に関しては、有価証券口座は借方勘定を有することを認められない。

Ge　(i)DepotGにおいて、この問題に関する特定の要件はない。投資業者は、その一般的な条件の中に、顧客がどのような種類（例えば共同預託の持分）の有価物に関する先取特権を当該業者に付与する規定を含める。それは、銀行業務の際、顧客又は顧客の口座において第三者の行為を通して投資業者のものになる又は処分の権限になる可能性がある。(ii)一顧客の純借方残高は、他の顧客の純貸方残高について預託されている必要資金全額について投資業者の義務を減少させない。

HK　いいえ。投資業者は、同一の顧客について貸方残と借方残を相殺できる。業者が分別管理しなければならない顧客資産の金額の計算に当たっては、異なる顧客にわたって貸方残と借方残を相殺できない。

In　はい。但し、一顧客の純借方残は、他の顧客の純貸方残について預託されている必要資金合計について業者の債務を減少させない。

It　いいえ。投資業者は、異なる顧客間の貸方残と借方残を相殺できない、また、投資業者は、他の顧客の証拠金又は取引をカバーするため一顧客の資産を使用することを禁止される。

Jp　はい。

Kr　顧客資産及び顧客債務は、区分して、それぞれ

合計して計算される（すなわち、顧客債務はそのような顧客の資産から控除されない）。　同様に、純借方残は、他の顧客の純貸方残について預託されている必要資金合計について業者の債務から控除されない。

Me　現金の場合のみ―借方及び貸方の金銭残の間のネット手続きがある。借方残は、他の顧客の純貸方残について投資業者が預託して保有しなければならない合計金額から控除することはできない。

NL　全ての投資業者もまた、第三者が保有する顧客の金銭及び金融商品が投資業者の運営記録と一致するかどうか定期的に点検する法的責務を有する。

Pa　一顧客の純借方残は、他の顧客の純貸方残のため預託されている必要資金合計について業者の債務を減少させない。各証券取引所の投資業者は、常に最少純資本残を維持しなければならず、この要件は、それぞれの証券取引所のリスク管理規則に基づき最大可能エクスポージャー限度を決定するために使用される。純資本残を計算する際、顧客の借方残は他の顧客の貸方残と相殺されない。その顧客から債務を徴求する負担は､投資業者自身に委任される。

Po　―

Ro　投資業者は、負の個別顧客残高の合計を相殺するために十分な資金を保有しなければならない。

　顧客純貸方残のために預託する必要資金の合計は、一顧客の純残高では減少できない。

Si　投資業者が顧客金銭／資産として保有しなければならない金額は、投資業者の取次及び他の適当な課金を負担するために使用される金額を含む顧客が投資業者に負う金額を除く。

Sp　はい。借方は控除されなければならない。顧客の借方残は、顧客貸方合計を保有する業者債務を控除しない。

Tu　いいえ。　顧客の借方残は、他の顧客の貸方残について合計の必要資金について業者の債務を減少させることができない。ネッティングは、総額ベースで行うことができない。例えば、トルコのCMBの規定によれば、投資業者は顧客の取引の金銭的な結果の記録を当座の口座に管理しなければならない。但し、この口座は、総額ベースでネットしてはならず、顧客ベースでのみネットでき、この口座の借方残は、投資業者に顧客が負う金額を明らかにし、それの貸方残は、投資業者の顧客に対する債務を明らかにする。投資業者は、そのような口座の貸方残に等しい金額を流動性資産として保管し、要請があった時は顧客に支払うことができるようにしておかなければならない。現金口座については、投資業者は､顧客ごとに貸方残と借方残を相殺できる。証拠金口座については、この相殺も禁止される。

UK　いいえ。投資業者は、同じ顧客の貸方残と借方残を相殺できる。異なる顧客にわたった貸方残と借方残は相殺できない。

USF　いいえ。投資業者は、同じ顧客のために貸方残と借方残を相殺できる。それは、異なる顧客にわたって貸方残と借方残を相殺できない、

USS　はい。顧客資産を保護することについて投資業者の義務は、限度内で、借方残に反映するために減少させることができる。投資業者は、準備金計算に当たって、顧客借方残を含む。

Q13　投資業者が異なる種類の顧客資産（すなわち、現金及び有価証券）を代替可能として取り扱うことができるか？

Au　いいえ。法は、特定してこの問題を取り扱っていない。但し、実務上、顧客資産は、顧客金銭及び顧客財産のそれぞれのクラス内で代替可能である。

Br　顧客資産は、資産種類間又はその中では代替不可能である。

Ca　いいえ。分別管理要件については。但し、下記のように、異なる種類の顧客資産は、顧客破産プールを構成する場合、代替可能と認められる。

Fr　顧客資産は、代替可能であり、特に完全に電子化された有価証券は、そうである。

Ge　いいえ。(i)顧客金銭は、顧客有価証券と代替可能でない。(ii)一般的に投資業者は、「顧客が預託した特定の有価証券を保有することを求められる」。但し、(a)保管者は、有価証券を占有する権利を得、又は当該財産を第三者に譲渡することができる。DepotG第13(1)条　その結果、保管者は、同一種類の有価証券を返還しなければならないだけである。権限は、いくつかの預金取引について、明示的にかつ書面により与えられなければならない。権限は、権限の行使により、財産が保管者に譲渡され、預託者は、有価証券の一定の種類及び額の受渡しの対人請求権を有するのみであることを反映しなければならない。DeptG第13(1)条第2号　保管人が有価証券の占有をする権利を行使するか、第三者に財産を譲渡するかした時から、DepotG第1章の規制はもはや適用されない。DepotG第13(2)条　(b)顧客は、「変更に対する権利を有する預託」に同意することができる。これは、投資業者が当該預託を構成する有価証券だけ、というよりもむしろ同一種類の有価証券を顧客に返還できることを意味する。　(c)顧客はまた、有価証券の完全な名義を投資業者又は第三者預託機関に移すことに対し同意をすることができる。そのような有価証券は、顧客資産ではなくなり、もはや保護の対象ではない。　(d)DepotGにより、顧客（預託者）は、一般的にそれが保管機関に差し入れた資産の所有者（又は共同有価証券預託に関する共同所有者）である。預託機関の支払不能の場合は、預託者は、分別管理及び有価証券の返還を請求する権利を有する。有価証券は、支払不能資産の一部ではない（ドイツ支払不能法（InsO）第47条）。

Depot-Bek第3(4)条による外国預託機関にサブ保管にある有価証券については、ドイツの保管機関は、預託者がDepotGにより提供されるそれに同等の法的地位を得ることを確実にしなければならない。これは、OGAWと詳細のAIFM資金の保管機関にも適用される。預託者が、支払不能手続き前に、(i)その有価証券の完全又は一部の名義を投資業者又は第三者預託機関に移管すること又は(ii)投資業者又は第三者預託機関に他の対物の権利を与えることを合意した資産に関しては、DepotGは、次の事項を規定する。これらの有価証券が投資業者の先取特権者に再担保し、これらが再担保された有価証券を売却した場合、DepotG第33条による決済手続きは、DepotG第33(2)条による一定の区分された資金（再担保されない有価証券を含む）の等しい分配を確実にする。これらは、顧客が預託機関に当初預託された資産とは異なる資産を受け取る場合に限られる。

HK　いいえ。

In　はい。顧客資産は、資産種類間又は資産種類内で代替可能である。

It　いいえ。現金は代替可能である。同一のISIN番号を有する金融商品は、それらの間では代替可能である。紙の金融商品は代替可能資産ではない。

Jp　いいえ。投資業者は、各顧客が預託した特定の資産を保有しなければならない。

Kr　いいえ。投資業者は、顧客が預託した特定の資産を保有しなければならない。

Me　いいえ。　(i)顧客金銭は、顧客有価証券と代替可能ではない。　(ii)一般的に、特定の顧客有価証券は、同じ性格を有する有価証券だけと代替可能である。

NL　いいえ。全ての投資業者もまた、第三者が保有する顧客の金銭及び金融商品が投資業者の運営記録と一致するかどうか定期的に点検する法的責務を有する。

Pa　投資業者による資産の特定の金額／種類の保有／計算に関連した要件はない。

Po　―

Ro　いいえ。顧客金銭は代替可能である。　顧客金融商品もまた資産種類内では代替可能である（すなわち、通常の株式は、識別番号を有さない）。

Si　オムニバス口座に預託される顧客金銭は、投資業者の全ての顧客の間で代替可能である。顧客資産については、投資業者は、顧客が預託する特定の資

産を保有しなければならない。

Sp　いいえ。現金は代替可能として取り扱われるが、有価証券は顧客名で帳簿記載されるため、代替可能資産として取り扱うことは不可能である。

Tu　はい。　顧客資産は、同じ資産種類内で代替可能である。非具体化され、保管機関に保管されている顧客の有価証券は、同じ性格を有する有価証券と代替可能である。顧客金銭は、顧客有価証券と代替可能ではない。

UK　いいえ。　(i)顧客金銭は、顧客有価証券とは代替可能ではない。　(ii)一般的に、特定の顧客有価証券は同一の性格を有する有価証券とのみ代替可能である。一般的に、特定の資産は、顧客がその旨特定の保管約諾を締結する場合、その顧客のために保有されなければならない。但し、より共通して、ほとんどの顧客は、同等の有価証券を保有することを認める保管約諾に署名するものと理解される。オムニバス口座内では、同等の割合が返還されなければならない限度で有価証券は、代替可能である。とする（すなわち、同じ会社の同じ価値の割合、但し必ずしも同じ個別の割合特定番号を持つ割合とは限らない)。

USF　はい。一般的に、顧客資産は、代替可能である。

USS　いいえ。顧客金銭は、顧客有価証券とは代替可能ではない。さらに、投資業者の所有及び管理要件は、各個別の有価証券について区分して決定される。

Q14　投資業者が顧客口座に自身の資産を分別管理要件違反に対する「緩衝（バッファー)」として維持できるか？

Au　いいえ。投資業者は、自己の資金をバッファーその他の方法により顧客金銭口座に預託することはできない。投資業者が分別管理要件違反を回避するためにCSAに累積された手数料を引き出すためには1ヵ月ある。

Br　いいえ。そのようなルールは、緩衝となる資産に関しては存在しない。分別管理要件は、上記のように、ブラジルでは適用されない。

Ca　(i)いいえ。顧客名で登録され、個別の口座で分別管理された有価証券について。(ii)いいえ。投資業者の名義で登録され、一括ベースで分別管理された有価証券について。但し、そのような分別管理制度に基づき、投資業者は、自己の有価証券を分別管理要件を満足して分別管理に移動させることができる。(iii)いいえ。「無条件貸方残」について

Fr　いいえ。

Ge　いいえ。投資業者は、自己の資産を個別の分別管理された口座又はオムニバス分別管理口座にある顧客有価証券とを混蔵することを認められない。

HK　いいえ。投資業者は、非顧客資産を分別管理された顧客口座から引き出さなければならない。

In　いいえ。顧客が預託した資産は、投資業者の口座及び他の顧客の口座から区分された口座で保管されるべきである。

It　いいえ。顧客資産は、自己の資産から区分して保管されなければならない。

Jp　いいえ。

Kr　いいえ。金融投資業者自身の資産は、顧客の口座に移管することを禁止される。

Me　いいえ。

NL　投資業者は、顧客資産口座にそれ自身の資産を維持することが認められない。

Pa　いいえ。

Po　―

Ro　はい。銀行口座の合計から正の個別顧客残高合計を引いた数値が正である場合、投資業者は、顧客金銭に自己の金銭のいくらかを加えて保有する。

　顧客口座に保有する金額は、負の個別顧客残高の合計を上回らなければならない。

Si　はい。　投資業者は、顧客の信託口座が証拠金不足若しくは資金不足にならないため又は信託口座の継続した維持を確実にするため」顧客の信託口

座に自己の資金を前払いできる。投資業者は、返済が口座が証拠金不足若しくは資金不足とならないようにするためである限りにおいて前払い及びそのような金銭からの金利／返済金を返済できる。

Sp　いいえ。顧客資産の合計額は、分別管理された口座で保有されなければならない。業者の現金又は有価証券は、顧客の現金又は有価証券とは異なる口座で保有されなければならない。　いいえ。違反に対する「緩衝」は、保有されなければならない。

投資業者は、全ての短期貸方の100に対する10を追加の流動性措置として維持しなければならない。

Tu　いいえ。投資業者の資産は、顧客資産から区分されなければならない。投資業者は、顧客資産口座にある自身の資産を維持することが求められず、促されることもない。

UK　はい。顧客資金が保護されることを確実にするためにそうすることが堅実である場合。

USF　はい。制度は、投資業者が「緩衝」を作ることを強く促す。

USS　はい。制度は、投資業者が「緩衝」を作ることを促し、ほとんどがそうしている。

Q15　投資業者が顧客資産を阻害する、再担保する又は使用できるか？

Au　はい。但し、法に基づく再担保に対する禁止はないが、顧客資産の阻害又は使用は、一般的に制限の対象である。顧客金銭（但し、投資会社が証拠金差し入れのために使用している顧客金銭を除く）については、法は、一定の状況において、担保権の設定、執行又は類似の手続きからの保護について規定する。顧客金銭の引き出し、使用又は投資の許可に関する制限もある。例えば、業者は、顧客約諾書に権限付与及び指図を含めることができ、従って、引出しは、支払いを行うために又は金銭に権利を有する者の書面による指図に従った額になり、従って法に基づく許可された引出しである。さらに、デリバティブ及びデリバティブの取引に関連して、法はまた、業者がデリバティブにおける証拠金差し入れ、保証、移管、調整又は取引の決済に関してその義務を履行するために顧客資金及び顧客財産の両方を使用することを認める。顧客財産についての保護規定は、より範囲が狭い。一般的に、法は、顧客財産が規則に基づく保管、登録及び保障の仕組み、顧客と合意した条件及び顧客のその後の指図に従ってのみ取り扱うことを求める。

Br　いいえ。

Ca　(i)はい。証拠金有価証券について、投資業者は分別管理して保有することを求められない。(ii)はい。(a)投資業者の純控除資産×8と(b)投資業者の早期警戒準備金×4の合計までの「無条件貸方残」について。但し、投資業者は使用の権利を開示する。(iii)いいえ。完全に支払われた又は超過証拠金顧客有価証券について。

Fr　はい。(i)投資業者は、銀行に顧客資金を預託しなければならない。さもなければ、「有資格マネーマーケット・ファンド」に顧客資金を投資できる。他の方法では顧客資金を使用できない。(ii)投資業者は、顧客の同意を得て有価証券資金調達のために金融商品を使用できる。一般顧客は、書面により同意しなければならない。金融商品がオムニバス・ベースで保有されている場合、投資業者は、次に掲げる場合のみ、有価証券資金調達のために当該有価証券を使用できる。(a)全ての関係顧客が同意した場合、又は(b)投資業者が同意した顧客としなかった顧客とを容易に見分けるためのシステム及び管理を設置する場合。(iii)保管口座管理人は、保管される金融商品／それに伴う権利を使用することも保有者の明示的な同意なく名義を移転することもできない。

Ge　はい。　(i)上記のように、顧客は、有価証券の完全名義を投資業者又は第三者預託機関に移すことに対する同意をすることができる。そのような有価証券は、顧客資産ではなくなり、もはや保護の対象ではない。　(ii)顧客は、他の預託機関が顧客

に拡大された（投資業者を通して間接的に）貸し付けを保証するために有価証券を当該他の預託機関に担保に差し入れることに対し投資業者に同意することもできる。　(iii)顧客は、厳密に同一の金額で投資業者に債務を有する場合、規制証券取引所（又は清算機関）に対する投資業者の債務を支えるために有価証券を担保に差し入れることに対し投資業者に同意することができる。　(iv)最後に、保管者は、有価証券を占有するか、当該財産を第三者に譲渡する権限を付与されることができる。DepotG第13(1)条　その結果、保管者は、同一の種類の有価証券を返還しなければならないだけである。保管者は、有価証券の占有権を行使するか、当該財産を第三者に譲渡する権利を行使する場合、DepotG第1章の規制はもはや適用されない。DepotG第13(2)条　ドイツ投資法（InvG）の範囲における投資資金については、次の事項が適用される。　(i)国内法については、運用会社は、これが資金ルール（InvG第54条第1項）に規定される場合、同一の種類、質及び金額の資金有価証券（有価証券貸付）の口座で当該有価証券借り手が当該運用会社に返還しなければならないとする規定を対象としてのみ制限のある又は無制限の期間、慣習の考慮に対して資金の口座で第三者（有価証券借り手）に有価証券を移管することが認められる。さらに、特定の条件も又、有価証券貸付に適用される。　(ii)運用会社は、当該ファンドの口座で有価証券の移管の前に又はその返還としてInvG第54条第2項第2号から第5号及びInvG第54条第3項により金銭の支払い若しくは預金の担保若しくは譲渡の方法又は有価証券若しくはマネーマーケット商品の担保若しくは譲渡の方法で十分な担保を付与されることを確実にした場合、InvG第54条第1項により有価証券を移管することだけが可能である。さらに、要件が預託及び担保に適用される。

HK　はい。顧客の権限委任を得て。但し、一定の制限はある。例えば、投資業者は、そうすることが不道徳である場合又は投資業者若しくはその関係会社が定められた方法である場合を除きそのような資産の便益若しくは使用を有する結果となる場合、顧客の権限付与に従って顧客資産を取り扱うことが禁止され、顧客金銭が2営業日以内に期日となる投資業者への決済又は証拠金債務履行のため又は業者に支払わなければならない既存の債務（例えば証拠金貸付）の返済のためである場合、分別管理要件は、そのように受け取った又は保有する顧客金銭に適用しない。

In　いいえ。インドでは、顧客資産は、投資業者により使用又は再担保できない。

It　いいえ。次に掲げる条件が満足される場合を除く。　(i)金融商品について、顧客は、書面による同意を与えなければならない。　顧客金銭については、顧客は特定の同意を与えなければならない。　(ii)一般顧客は、そのような同意（金融商品又は金銭）を書面により与えなければならない。　(iii)オムニバス口座で保有される金融商品については、投資業者は、次に掲げる条件の一が満足される場合を除き、金融商品を使用できない。　(a)その金融商品がオムニバス口座に一緒に保有される各顧客は、事前の明示的同意（事前の明示的同意は専門家顧客からは求められない）を与えた場合。　(b)投資業者は、事前の明示的同意が与えられた顧客に属する金融商品だけがそのように使用されることを確実にする制度及び管理を有している場合。　特別の記録保存要件が遵守されなければならない。

Jp　はい。顧客の同意を得て。

Kr　金融投資業者は、顧客の同意を得て、その顧客の委託された有価証券を使用する又はそのような有価証券を担保として提供する権利を有することができる。

Me　はい。顧客の同意を得て。

NL　AFMの意見では、信用機関による顧客資産の再担保は、次の場合を除き、原則、認められない。(a)顧客が明示的にこれに権限を付与した（別の顧客約諾で）：　(b)リスクが顧客に開示されている；及

び (c)投資業者が顧客資産保護に関するオランダの規則により顧客資産を保護するに十分な安全装置を提供している。

Pa　投資業者は、投資業者が顧客のエクスポージャーに対して証券取引所のために顧客の資産を担保に供する／取扱うことを認める標準化された口座開設書で顧客が書面により権限を付与する場合を除き、顧客の資産を投資する、貸し付ける、担保に供する、取扱う、さもなければ使用することを制限される。

Po　投資業者は、一般的に顧客資産（顧客資金）を使用（すなわち投資、負担）できない。事前の書面による（一般顧客について）又は明示的な（専門家顧客について）同意を得て、顧客の金融商品は、投資業者により使用されることが可能である。これらの取引は、1287/2006委員会規則第2条第10項に定める。

Ro　顧客が予備の書面による同意を与えた場合、顧客金融商品は、仲介業者、投資業者又は信用機関により自己の口座取引又は他の顧客のための取引を保証するために使用できる。　顧客資金は、CDNVM登録における仲介業者として登録される信用機関により自己口座取引を保証するため使用できる。　約諾は、各取引をカバーする。

Si　投資業者は、シンガポール証券・先物（免許及び業務行為）規則（「SFR」）に基づき定められるようにのみ顧客金銭及び資産を取り扱うことができる。　例えば、投資業者は、顧客有価証券の貸付又は保管機関が顧客有価証券貸付を行う仕組みを作るためには、顧客の書面による同意を得なければならない。　投資業者はまた、顧客と約諾を締結しなければならない。それには、有価証券貸付の条件が定められ、顧客に開示されなければならない。

投資業者は、顧客資産を抵当に差し入れる、請求する又は担保に入れることができる。但し、顧客資産がそのような抵当への差し入れ、請求又は担保に入れる結果としての請求が、顧客が投資業者に負う合計額を超えず、各顧客資産が対象となる請求が、顧客が投資業者に負う金額を超えない場合に限る。

Sp　投資業者は、次の条件を満たす場合、顧客金融商品について有価証券資金調達取引の仕組みを締結、又は当該金融商品を自身の口座若しくは当該業者の他の顧客の口座で、使用できる。　(a)顧客は、特定した条件で商品の使用に事前の明示した同意を、証明可能なように、一般顧客の場合、署名又は同等の代替的方法により、与えなければならない。

(b)顧客の金融商品の使用は、顧客が同意する特定した条件に制限されなければならない。　加えて、投資業者は、上記に定める条件に加え、次に掲げる条件を満たす場合を除き、第三者が維持するオムニバス口座に顧客のために保有する金融商品について有価証券資金調達取引の仕組みを締結できず、又はさもなければ、自己の口座若しくは他の顧客の口座でそのような口座に保有される金融商品を使用できない。　(a)金融商品をオムニバス口座に一緒に保有する各顧客は、上記(a)に従って事前の明示的同意を与えていなければならない。　(b)投資業者は、上記(a)に従って事前の明示的な同意を与えた顧客に属する金融商品のみを使用することを確実にする制度及び管理を構築していなければならない。

投資業者の記録には、金融商品の使用が行われた指図に係る顧客の詳細に加えてその同意を与えた各顧客に属する使用された金融商品の数量を含めなければならず、従って損失の正確な分配を可能にする。

Tu　はい。投資業者は、顧客の同意を得て顧客資産を使用できる。この同意は、顧客の選好に沿って顧客資金の使用のため、又は有価証券の貸借又は投資業者自身の目的で投資業者による顧客資産の使用のため、例えば、抵当権の制限又は再担保など、でありうる。　但し、後者は、非常にまれに生じる。

UK　はい。　(i)制度は、顧客が投資業者に顧客資産を使用する権利を付与することを認める。

(ii)制度は、一定の知識のある顧客が現在若しくは将来、実際の、潜在的な若しくは予想される義務を保

証する、さもなければカバーする、目的で顧客資産に対する完全名義を投資業者に移すことを認める。そのような移すことが行われると、そのような資産は、顧客資産であることを止め、もはや保護の対象ではない。

USF　はい。(i)投資業者は、商品先物を支持する顧客金銭について一定の制限を対象として、顧客金銭を投資することを認められる。(ii)投資業者は、顧客金銭で一定の商品を購入する場合、そのような商品を再担保することができる。但し、投資業者は、割引率の適用後、投資業者から顧客への期日となる全残高に等しい額を分別管理の状態に置かなければならない。

USS　はい。限度内かつ顧客の同意を得て。○証拠金有価証券（口座の借方残の140％に等しい（又はそれより小さな）市場価値を有する証拠金口座の顧客のために保持する有価証券）が借方残を資金調達するために証券業者にとって利用できるように残り、銀行貸付又は株式貸付又は買戻し条件のための担保として使用できる。　；○証券業者は、顧客関連の借方（例えば、顧客の証拠金貸付）を資金調達するためにのみ顧客無条件貸し方残を使用できる；○証券業者は、顧客有価証券を混蔵することを認められる場合、有価証券を担保に供することについて顧客の書面による同意を得なければならず、担保に供された有価証券が顧客の口座で保持されることを質権者に書面による通知を行わなければならない。

Q16　顧客の資産に関する顧客の所有権は、投資業者が当該顧客の同意を得て当該資産を使用又は再担保する場合、変更される又は影響されるか？

Au　顧客金銭:法は、所有権について取り扱わない。投資業者は、顧客金銭口座から顧客金銭を引き出し、それを顧客の約諾に基づき使用又は投資する顧客の合意と権限を有し、投資業者が支払い可能であり続け、AFSLを保有する場合、これらの権利の行使が法に基づき禁止されない場合、顧客の権利は、投資業者との顧客約諾から生じるそれらに限定される。投資業者が支払不能となった場合には、法は、口座に保有される金銭に権利を有する者に対する支払いの優先権について規定する。　顧客財産：法は、再担保に対する禁止を含まないが、投資業者がこの方法で顧客財産を使用する権利を行使する場合、それは顧客財産の投資業者に対する名義の移管の結果となる可能性がある。

Br　○顧客資産の使用又は再担保の権利に関する法令規則はない。○使用及び再担保の権利は、実現可能ではない。と言うのは、顧客が担保として差し入れた資産は、個別の口座で保管され、投資業者が自己の建玉や、他の顧客の建て玉に関する担保として使用するために手を出すことはできないからである。

Ca　顧客有価証券が完全に支払われていない場合、これらの支払われてない有価証券に関する所有権はない。顧客が証拠金口座を有する場合は、適切な証拠金約諾額が会員業者と顧客との間で署名される必要がある。この証拠金約諾は、業者を顧客の買付の資金調達について保護する。この約諾は、完全には支払われていない有価証券に先取特権を設定し、これらの支払われていない有価証券を建玉資金調達の担保として使用する法的権利を与える。顧客が証拠金請求に応じない場合は、会員業者は、口座にある有価証券を売却し、代金を顧客の債務支払いに充当することができる。顧客は完全に支払われていない場合、有価証券に完全所有権を取り戻す。ディーラー会員が支払われていない有価証券で取引の資金調達をするための使用に関する顧客の同意は、証拠金口座約諾書に顧客の署名の形でもたらされる。

Fr　顧客が担保資産について投資サービス提供者に「使用権」を付与することに合意した場合（又は所有権が顧客から投資サービス提供者に移された場合）及びこの権利が投資サービス提供者により行使された場合、顧客は、その資産の所有権を失った。

投資サービス提供者が破綻した場合、顧客は通常の債権者として取り扱われる。これは、資産が担保に供された場合又は所有権が投資サービス提供者に移管された場合（例えば、資産が担保として一時的に譲渡される場合ではなく）、適用されることに留意すべきである。

Ge　(i)所有権に関する影響又は変更は、所与の状況による。　(ii)保管機関が、預託者が有価証券の占有権を有する又は第三者に財産を譲渡することについて保管者に権限を付与する権限を行使するときから、(13(1)DepotG　質問3.b.I.A及び3.dへの回答参照。)、depotG第1章の規定はもはや適用されない。　DepotG第13条(2)　財産を第三者に譲渡することにより、顧客は、譲渡された資産に関する所有権を失う。　(iii)InvG第54条に従った有価証券貸付は、基金の資産を使用する例である。但し、「貸付」又は「借り手」といった用語は、取引が実際には同等の有価証券を返還する行為に対して名義の絶対的な移管であるように誤解を与えることがある。

HK　顧客が投資業者に資産を使用する又は再担保する権利を付与した場合、その顧客のその資産に対する所有権は、顧客の付与の条件の対象となる。裁判所は、(a)再担保の権利を有する有価証券権利を名義移管仕組みであると性格付ける；又は(b)投資業者が売却時に自動的に完全な法的かつ実質権利を取得する黙示の権利（及び、同等の有価証券を期日に返還する投資業者に関する相当の義務）を有する有価証券権利と解釈する。裁判所が名義移管仕組みとして再担保の権利を有する有価証券権利を性格付ける場合、顧客は、担保の自己の権利を有さないが、単に、資産の再受渡しについての投資業者に対する条件付き契約上の権利を有する。裁判所がそのような有価証券権利を投資業者が売却時に完全な権利を取得する黙示の権利を有するとして解釈する場合、顧客は、担保として受渡しされた資産の実質所有者である。

In　インドでは、顧客資産は、投資業者により使用又は再担保できない。

It　全ての顧客資産は、「使用の権利」が投資業者により行使されるかどうかに関わらず、顧客に属する。

Jp　所有権は、投資業者に移動する。

Kr　顧客の所有権に対する変更はない。

Me　別段の合意がある場合を除き、投資者は、投資業者が投資者の同意を得て再担保又は使用する場合、顧客資産に関する全ての所有権及び便益を保持する。

NL　第三者が再担保された顧客資産に関するその担保を行使する支払不能の場合、顧客はその資産を受け取らない。ほとんどの場合、このリスクは、信用機関とその顧客間で合意された金融商品に関連するサービスの一般的な条件における条項のため生じない。

Pa　顧客は、担保に供された有価証券の実質所有権を保持するが、顧客は担保に供された有価証券をその有価証券が担保口座にあるようには自由に移管又は移動させることができない。

Po　―

Ro　(i)顧客がその資産の完全名義移管に同意し、業者が資産の完全所有権をとる権利を行使する場合、資産は、業者が完全所有権を行使する期間、顧客資産制度の対象にはならない。　(ii)業者がこの期間内に破綻する場合、顧客はこれらの資産に関連して業者の一般債権者としての順位となる。　(iii)有価証券金融担保仕組みにおいて、顧客は、業者がその有価証券を行使することを認める約諾にある条件が満たされるまで、資産に実質権利を保持する、

Si　顧客資産の担保差入れは、投資業者とその顧客間の約諾の対象であるので、顧客の権利は、投資業者との約諾の条件による。

Sp　上記の場合を除き、顧客資産の使用又は再担保は禁止される。顧客所有権は、業者が支払不能となる又は詐欺を行う場合を除き、これらの違反により影響されない。この場合、顧客は債権者である。

Tu　顧客がその資産を投資業者が再担保することに同意する場合、抵当権に関連する財産法の一般規定が適用される。　例えば、投資業者が投資業者の貸付（及びそれに続く貸付の不返済）の返済について顧客の株式を担保にする場合、債権者は、担保化された資産に関する財産法から生じる権利を行使できる。　顧客の同意が資本市場商品の貸借業務に関連する場合､次に掲げる特別規定が適用される。(i)投資業者は、顧客契約により、資本市場商品の貸借を行うことができる。(ii)貸借期間中、資本市場商品について受渡し及び関連支払い前に配当又は金利の支払いが契約により借り手から貸し手に行われる。　貸し手に空売りした株式の受渡し前に、発行会社による資本増加のための権利発行及び株式の無償交付がある場合は、当事者の義務は、携わることの契約の規定に基づき決定できる。

UK　完全名義移管：顧客がその資産を業者に完全名義移管することを合意し、業者が顧客約諾に従って資産の完全所有権をとる権利を行使する場合、当該資産は、業者が完全所有権を行使する期間、顧客資産制度の外へ出る。業者がその期間中に破たんする場合、顧客は、これらの資産に関連する業者の一般債権者の順位となる。　有価証券金融担保仕組み：有価証券金融担保仕組みにより、顧客は、業者がその有価証券権利を行使することを認める合意にある条件が満たされるときまで資産の実質権利を維持する。

USF　投資業者は、正の（すなわち、貸方）残を有する全ての顧客に完全返済するために必要な価値を分別管理して維持する限りにおいて、限定的な一連の商品における顧客資産を再担保する又は投資することを認められる。但し、これは、顧客の所有権に変更する結果とならない。支払不能の場合には、顧客は、顧客の認められた請求権に基づき、顧客資産の比例按分の持分に権利を有し続ける。

USS　規則第15c3-3条の顧客保護要件は、証券業者にとって強制である。その結果、顧客は、一般的に保護要件を受けない選択ができない。さらに、顧客の所有権は､それらが付与した許可（例えば再担保）に基づく変更はない。但し、顧客は、適切な通知があった場合、1970年証券投資者保護法に基づいては保護されない取引を行うことができる。

Q17　顧客の同意は、どのようにして投資業者が明示された顧客資産の使用又は再担保を可能にするか？すなわち、投資業者は、顧客の同意の何の証明を顧客資産の使用又は再担保するために有しておらなければならないか？

Au　(i)顧客金銭－合意は、顧客約諾書に適切な条件を含むことにより、通常書面で行われる。(ii)顧客財産－規則第7.8.07(8)は、当該業者が顧客財産を当該業者向けの貸付又は前払いに対する担保として預託することを提言する財産及び不動産を特定する投資銀行が通知書を顧客に与えることを求める。第984B条が顧客財産が投資業者に与えられられた条件及び顧客により与えられたそれに続く指図の対象として当該財産が取扱われるよう求めることは留意しなければならない。　ASX24市場参加者顧客のための取引を開始する前に、投資業者は、最少条件を含む当該顧客とのきちんと署名した約諾を効力あるものとしなければならない。投資業者は、顧客の分別管理された口座から金銭を投資する前に特定の事項に関し顧客の事前の書面による約諾を得なければならない。　顧客同意は、デリバティブ取引（Q16への回答参照）に関して顧客資産の仲介者の使用のためには求められない。

Br　上記参照。

Ca　支払われていない有価証券で取引の資金調達をするためにディーラー会員による使用に関する顧客の同意は、証拠金口座約諾書に顧客の署名の形でもたらされる。

Fr　明示的な事前の同意を通して。一般顧客の場合には、書面によらなければならない。

Ge　投資業者は、明示的かつ書面による権限を必要とする。さらなる要件が特定の権限によっては、適用される可能性がある（すなわち、それが共同預託機関についての権限である場合、又はそれが有価証券の占有若しくは第三者への財産の譲渡の権限である場合、又は投資信託についてである場合）。

HK　顧客の同意は、書面によるもので、1回限りの命令で又は永続的権限でなければならない。永続的権限は、12ヵ月を超えない有効期間を特定しなければならず、契約満了時に更新することができる。

In　インドでは、顧客資産は投資業者により使用又は再担保できない。

It　一般顧客について、同意は、書面によらなければならず、関係顧客約諾書は、取引相手、取引種類及び当事者の義務を示すべきである。　他の顧客については、書面による同意が金融商品の使用及び資金の使用のための特定した同意のため必要である。

Jp　顧客の書面による同意が必要で、同意を証明する書類は、顧客に渡されるべきである。　加えて、顧客の同意を証明する書類は、FIEA第46-2条及び金融商品取引業に関する内閣府令（内閣府令）第157条により記録に保存されるべきである。

Kr　投資業者は、その顧客から事前の包括的な同意を受けなければならない。

Me　契約履行を通して。　投資業者は、顧客のために記録の一部として契約を保存しなければならない。

NL　別の顧客約諾で明示的な権限付与。

Pa　顧客は、特定の権限委任書又は標準口座開設書に署名することにより書面による同意を行う。

Po　有価証券資金調達取引の場合は、投資業者は、当該顧客が一般顧客の場合は事前の書面による同意又は専門家顧客の場合は明示的な同意を与える場合、顧客資産を使用できる。

Ro　標準契約及び付随する追加条件により、追加条件には次の事項を含む。　(i)金融商品の事前検証メカニズムの適用の場合、売り注文の取引システムへの導入；　(ii)金融商品の事前検証のないメカニズムの場合、決済条件に従って決済日に関する情報。

有価証券貸付取引又は保証について、GMSLAに従った標準貸付契約が使用される。

Si　顧客有価証券の貸付については、投資業者は、顧客に関するリスクを説明し、顧客の書面による同意を得なければならない。投資業者はまた、顧客に対する貸付の仕組みの条件を開示しなければならない。

Sp　事前の明示的同意。

Tu　投資業者が資産を使用することを認める顧客の同意は、書面に記載されなければならない。
資本市場商品の貸借に当たって、携わることの契約は、当事者間で署名されなければならない。

Uk　スルー契約－投資業者は、顧客資産の使用に関連する顧客との条件又は完全名義移管に関連する条件に合意しなければならない。一般的には、合意は、顧客が署名による業務又は合意の条件の一部を構成できる。　2011年に有効となった新規則は、プライムブローカーに顧客約諾の別の付属書類に明確に顧客資産の使用についての合意された権利の要約を定めることを求める（CASS 9.3プライムブローカー約諾開示別添書類）。

USF　該当しない。

USS　取引所法規則第8c-1条及び第15c2-1条及び17a-3条において、書面による同意は、一般的に、証拠金約諾を通して取得される。

Q18　顧客のその顧客に関する所有権は、どのようにして顧客の同意なしで投資業者が当該資産を使用又は再担保した場合、変更又は影響されるか？当該使用又は再担保が関係法令規則に違反する場合、顧客の権利に関するその顧客資産への影響は（あるとすれば）何か、そして顧客に対する利用可能な救済措置は何か？その結論（すなわち、法令規則により

規定された、事前の法的決定により規定された、規制機関の解釈に基づく）に対する基準は何か？

Au　顧客の所有権及び顧客の受益権の性格については、上記参照。顧客資産の再担保は、法により規制されない。顧客金銭－顧客は、顧客約諾書及び関連の取引及びサービスの条件に基づき又はそれに関し顧客に支払われなければならない金額の回復のため投資業者に対して訴訟を起こすことができる。法は、顧客資金法定信託口座の残高が投資家の請求を満足するには不十分であり、投資業者が支払不能又は取引停止となった場合には、支払いの優先順位について規定する。顧客財産－顧客財産の投資業者への再担保は、顧客約諾又は関連書類の条件に基づき取り扱われる。場合の事実によっては、投資業者が合意なく、かつそのような債務不履行なく、再担保された顧客財産を有した場合、顧客が顧客財産の回復を投資業者に同じ方法で請求する、顧客資産の損失の補てんを求める又は再担保に基づき顧客資産を保有する第三者から顧客資産の回復を求めることは可能である。デリバティブ取引に関して顧客資産を仲介業者が使用することについては、顧客の同意は必要ない（Q16への回答を参照）。

Br　上記参照。

Ca　ディーラー会員は、顧客が署名した適切な証拠金口座約諾書を締結することなく支払われていない有価証券で取引の資金調達をすることはできない。全ての顧客の完全に支払った及び超過の証拠金有価証券は、分別管理されなければならない。ディーラー会員は、これらの資産の保管機関であるので、それらを使用することは認められない（カナダ刑法第322条(1)）。ディーラー会員は、上記のルールに違反する場合は、顧客の資産を使用又は再担保する場合、それらは、なおも顧客の資産であるとみなされる。ディーラー会員は、支払不能であるために保管機関の責任を履行できない場合、当該顧客は、補償基金に請求を提出することができる。

Fr　顧客は、投資業者による再使用に同意しなかった場合、有価証券の権利を保持する（そして、有価証券についての賠償の権利を保持する）。但し、業者が支払不能となる場合、顧客は、その所有権を失い、業者の保証されない債権者となる。

Ge　この質問は民事法に関係するもので、BaFinの管轄ではない。

HK　顧客が投資業者にその資産を使用する又は再担保する権利を付与しない場合、それぞれ顧客金銭規則第4条及び第5条並びに顧客有価証券規則によれば、投資業者は、信託口座又は顧客口座として指定される分別管理口座にある顧客資産を保有することを求められる。そのように分別管理されたこれらの資産は、顧客に有利に信託の対象となり続ける。投資業者が顧客の同意を得ず、顧客資産を使用又は再担保する場合、顧客は、原則、その資産を追跡し、回復する権利を有する。この結論は、C.A. pacific Securities limited（HCCW 36-37/98）及びRe Diplock［1948］Ch. 465を含む一連の権限付与に基づく。　投資業者は、関係法令規則に違反して、顧客の同意なく顧客資産を使用又は再担保する場合、刑事責任を有する。しかし、資産に対する顧客の権利には影響しない。顧客は、自分のために投資業者により信託保有されていた自分の資産を追跡し、回復する民事行動を開始できる。顧客資産が不足する場合は、その資産の全部を回復しない顧客は、投資業者を清算する旨裁判所に申請でき、当該不足について清算において保証されない債権者としての順位となる。　SFCは、香港証券取引所及び香港先物取引所で上場する又は取引する有価証券又は先物契約に関して仲介業者が生じさせた債務不履行を理由として損失をこうむる種類1、2及び8の規制業務について免許又は登録を受けた仲介業者の顧客に対する補償の手続きを提供するため、投資補償基金を設置した。支払われる保証額は、15万HKドルが上限である。

In　インドでは、顧客資産は投資業者により使用又

は再担保できない。

It　全ての顧客資産は、「使用の権利」が投資業者により行使されるかどうかに関わらず、顧客に属する。

Jp　業者が破産し、顧客の資産が業者により再使用又は再担保された場合、顧客はその資産を回復する権利を失う。

Kr　投資業者は顧客の同意なく顧客資産を使用又は再担保することを禁止されている。同意なくそうすることは、法律で禁止されている。　顧客の同意なく顧客の資産を使用又は再担保することは、使い込み又は横領となる可能性がある。者／業者は、10年以下の投獄又はKRW3000万（USD約2.7万）を超えない罰金の対象である。民事救済もまた、使用された又は再担保された資産の額、弁護士費用等について、顧客にとって利用可能である。

Me　投資業者は、法により、顧客による命令として又は顧客との契約として以外の目的で顧客の資源又は資産を処分することは禁止されている。これの違反は、5年から15年の投獄の懲戒処分を意味するが、投資業者が顧客に生じさせた損害を補償する場合、上記の懲戒に大きな軽減がある。

NL　第三者が再担保された顧客資産に関するその担保を行使する支払不能の場合、顧客はその資産を受け取らない。顧客は、破産法に基づき一般債権者として取り扱われる。権限のない再担保の場合、顧客は、法により定める約諾に違反したその資産の権限のない使用について投資業者に対して請求権を有する。

Pa　これは禁止される。投資業者又は取次者が法令不遵守を発見する場合、罰金等の制裁及び懲戒処分が適用される。　1997年CDC法は、投資業者が関係サブ口座保有者の権限付与なく中央預託機関にある口座に基づき維持されるサブ口座に差し入れられた帳簿記載有価証券に関する担保を設定できないことを定める。

Po　―

Ro　業者が顧客資産に完全所有権をとり、顧客の同意なくそれらを使用する場合、顧客資産制度は、これらの資産に適用され続ける。業者が資産を自身のものとして使用した場合、顧客／支払不能弁護士は追跡行使を試みることができる。　個別の投資ポートフォリオを運用する投資サービス及び管理会社を提供する権限を付与された仲介業者は、投資保証基金の会員でなければならない。　基金の目的は、基金会員が基金を返還せず、及び／又は投資サービス提供又は個別の投資ポートフォリオ運用のため、投資者のために保有されていた投資者により所有される又は投資者に属する資金及び／又は金融商品を返還しない場合、資本市場法（法番号297/2004、改正あり）に定める条件及びC.N.V.M規則を遵守して投資者に補償することである。　「投資者」は、投資サービスを提供するために資金又は金融商品を基金会員に委託した者をいう。　基金からの保証は、資本市場法に掲げる一定の状況に基づき投資者にとって利用可能であり、投資者に上限2万ユーロまで公平・公正に補償する。

Si　投資業者は、顧客の同意なく顧客資産を使用する場合又はそのような使用がSFAの要件に従っていない場合は、そのような顧客資産（SFAの要件に基づき顧客利益のために信託保有されるべきであった）の所有権は、顧客に合法的に追跡される。

Sp　顧客は、常に資産の実質所有権を保持する。

Tu　支払不能前又は破産前について、顧客がその資産を投資業者の再担保に同意する場合、抵当に関連する財産法の一般規定が適用される。　一般的に、投資業者が投資業者の貸付の返済のため、顧客の株式を担保とする（そしてそれに続き貸付の返済をしない）場合、債権者は、担保化した資産に関する財産法から生じる権利を行使できる。　但し、顧客の苦情又はCMBによる状況の認知があったときは、投資業者は、自身の利益のために資本市場業者による顧客資産使用に関して資本市場法第47-A-5条の枠内で検査される。資本市場法第47-A-5条によ

れば、自身の又は他の者の利益のためいかなる方法でも担保を売却する又は設定する又は顧客資産を使用する投資業者の委任を受けた者は、投獄及び重い罰金の刑に処せられる。　同意なく資産を使用される又は再担保される顧客は、投資業者に対して債務事件を申し立てることができ、その損失は、裁判所の決定で救済される。

UK　業者が保管資産の完全な所有権を持ち、顧客の合意なく使用する場合、我々の見解では、顧客資産制度はこれらの資産に適用し続けるべきである。すなわち、それらは、なおも業者により顧客のために信託保有されるべきである。業者が資産を自己のものとして使用した場合、顧客／破産管理人は、追跡行使を試みることができる。　同様に、業者は、金銭が属する客の同意なく顧客金銭を使用する場合、この金銭は、なおも信託の対象であり、業者の支払不能の場合、顧客は、顧客金銭プールに関する請求の権利を有する。　業者の支払不能の場合、顧客は、通常、その資産及び金銭の悪用に関連する問題を解決するに当たってその権利を代表することを破産管理人に依存する。但し、通常の業務上は、業者が顧客の資産を悪用し、顧客が損失をこうむる場合、顧客は契約違反又は怠慢について業者を訴えることが可能である。

USF　顧客は、破産法第766(h)条により、破産した投資業者にある顧客資産の価値（すなわち顧客の認められた請求権）の比例按分持分に権利を有し続ける。

USS　顧客は、証券業者からその現金及び有価証券の返還の権利を保持し続ける（「無条件貸方残」を定義する取引所法規則第15c3-3条(a)(8)及び有価証券の受渡しに関連する第15c3-3(1)条を参照）。

Q19　投資業者が第三者子会社に顧客資産を保有できるか？

Au　はい。加えて、投資業者が銀行である場合、それは顧客資産を保有することを選択できる。

Br　はい。

Ca　はい。但し、第三者関係会社もまた、受け入れ可能な有価証券の所在地として有資格である場合。

Fr　はい。但し、保管口座管理人が会員であるCSDの帳簿でその顧客の資産がそれ自身の資産から分別管理されることを確実にすることを条件とする。第三者がEEA外に所在する場合で、かつ金融商品の保有がその国・地域で規制されていない場合、当該第三者に顧客資産を預託するために一定の条件に適合しなければならない。加えて、保管口座管理人は、第三者が適切に顧客資産に対するリスクを管理し、金融商品口座の保有者に責任を有し続けるかどうかの検証を行わなければならない。

Ge　はい。

HK　はい。

In　いいえ。機関投資家顧客の場合、資産は、SEBIに登録された独立の保管機関で維持できる。

It　はい。但し、顧客がその同意を与えた場合（一般顧客については、書面による同意）。投資業者は、第三者に保有される顧客資産の区分特定して保管されなけれがならない。金融商品は、資産が顧客に属することを示す投資業者の名義で開設された口座で第三者に保有されなければならない。この顧客口座は、投資業者が自己の資産を預託する口座から区分して管理されなければならない。投資業者は、顧客資産が保有される事業体名、関係国籍及びそれが同一グループに属するかどうかの証拠を保存しなければならない。投資業者は、保管機関について、選択、任命及び定期的点検に相当の技能及び注意を払わなければならず、定期的にそれらを監視しなければならない。第三者を通して保有することは、既得権を侵すことなく、資産を顧客に返還する投資業者の債務である。投資業者は、第三者が顧客と合意した条件を遵守することを確実にしなければならない。顧客資金は、きちんと許可を受けた銀行でのみ保有できる。

Jp　はい。それについては特定の禁止はない。

Kr　顧客の有価証券は、KSDだけが保有できる；第三者保管期間は、そのような資産を保有することは認められていない。　顧客預金は、次のように保有しなければならない：（i)金融証券会社又は(ii)同時に金融投資業を行う事業体及び次の事業体の一つ：(a)銀行、(b)韓国開発銀行、(c)韓国興業銀行又は(d)保険会社

Me　はい。　事業体は、保管機関として行動する商業銀行又は投資業者であり、預託機関との合意を有する者でなければならない。外国事業体は、その国・地域で免許又は登録を受けた金融仲介業者であるべきである。

NL　はい。顧客資産は、一定の条件を対象として第三者保管機関により及び関係会社で保有できる。

投資業者は、顧客資産を第三者において保有する場合、第三者の選任及び任命に関連して注意深くなければならない（第三者の定期的点検を含む)。

投資業者は顧客金銭及び金融商品が十分に保護されていることを確実にする措置をとらなければならない。　顧客資産は、多くの条件を満たす場合には、有価証券振替又は保管機関のようなオランダの子会社に保有できる：(i)自己の資本；(ii)業務の限定的な範囲；(iii)照合；(iv)年次報告書；(v)親投資業者からの明示的な保証；(vi)行政機関の要件。　顧客資産保護の他の仕組み（外国事業体に関わる仕組みを含む）は、AFMによる個別の認可が必要である。

Pa　外国投資者は、パキスタンの証券取引所で上場される有価証券を取引するため、指定銀行に特別転換ルピー口座を開設できる。投資者はまた、非具体化様式の有価証券の保管のため指定銀行にある区分されたサブ口座を開設できる。A3の最少限短期信用格付（1962年銀行会社令により）を有する銀行は、NCCPLでの保管機関清算会員としての加入を申請できる。

Po　はい。　(i)金融商品の取引に関する法律第119条に基づき、ポーランド金融監督機構が付与する特別の許可を受けた後、保管サービスを提供することが認められる保管銀行の特別の種類がある。

(ii)保管サービスを提供する銀行は、管理者会及び監督者会の構成員の個人の詳細、自己の資金の金額に関する情報を含む権限付与の申請書を提出しなければならない。　(iii)顧客資産は、そのような業務を提供する特別の免許を有する事業体、例えば、投資業者、外国投資業者、保管銀行等が保管できる。

Ro　投資業者は、第三者に開設した口座に顧客の金融商品を預託できる。　投資業者は、第三者を選任するに当たって、次のことをしなければならない。

(i)第三者選任に当たって専門性調査に伴う行為（第三者の定期的点検を含む)；(ii)第三者の市場での評判及び経験を考慮に入れること；(iii)金融商品の保管が特定の国・地域において規制されているかどうかを考慮すること（そしてその場合は、その業務をそのように登録された第三者に委任すること)。

保管が関係国・地域で規制業務でない場合、一定の条件がその国・地域で金融商品を預託するために満たされなければならない（CNVM規則32/2006第92条)。

Si　はい。　顧客金銭／資産は、関係会社自身が特定の金融機関（シンガポールで免許を受けた銀行、投資銀行又は金融会社）である場合、その関係会社に保管できる。

Sp　投資業者は、第三国に預託された顧客資金又は有価証券がそのような顧客資金又は有価証券が投資業者に属する口座とは区分して特定できるような口座に保有されることを確実にしなければならない。　金融商品の保管が投資業者が顧客金融商品を第三者に預託する国・地域における特定の規制及び監督の対象となる場合、投資業者は、当該規制及び監督の対象ではない第三者にその国・地域の金融商品を預託できない。　加えて、投資業者は、他の者の口座で金融商品の保有及び保管を規制しない第三国の第三者に顧客のために保有する金融商品を預託できない。

Tu　はい。但し、この関係会社が信用業者の場合に限る。

UK　はい。顧客金銭の関連では、業者は、他のグループ事業体又はそのような事業体の組合せに預託又は保有する資金を限定しなければならず、そのようにしてこれらの資金は、いつも保有する合計顧客金銭残高の20%（おおまかに）を超えない。　保管資産が第三者当事者に預託される場合、業者は当該第三者当事者との保管約諾がそのような当事者又は他の者が保管資産の先取特権若しくは保持又は売却の権利又は保管資産から派生する顧客金銭の相殺の権利を有することを可能にすることを確実にしなければならない。　業者が先取特権、相殺権又は保持若しくは売却の権利を可能にすることについて第三者と合意する限定的な状況はある。

USF　はい。

USS　はい。有価証券は、SECが良好な管理場所であるとみなす場所で保有される場合、証券業者の管理下にあるとみなされる。有価証券は、全ての手数料、先取特権又は請求権なくして保有されなければならない。良好な管理場所には、次に掲げる場所を含む。　○清算会社若しくは全米証券取引所若しくは登録全米証券協会若しくは保管銀行のいずれかの子会社の保管及び管理下にあり、かつ担保規則に従っている有価証券。加えて、証券業者への証書の引渡しは、金銭又は価値の支払いを求めることができず、証券業者の帳簿は、共同で顧客のために保有される有価証券の特定の数量又は単位を受け取る権利を有する顧客を特定しなければならない。

○証券業者が顧客の口座で保持し、当該証券業者の名義の特別のオムニバス口座で保持される有価証券。そのような有価証券は、そのような口座設定証券会社に、口座設定証券会社又は口座設定証券会社を通して請求する者のために手数料、先取特権又はどのような種類であれ請求権のない有価証券の現物保有又は管理を維持するよう指図した限度において証券会社の管理下にあるとみなされる；　○証券取引法に定義する保管機関にある又は銀行の管理下にある有価証券。これらの有価証券の受け渡しは、金銭又は価値の支払いを求めることはできず､銀行は、当該有価証券が銀行若しくは銀行を通して請求する者のために権利、手数料、有価証券金利、先取特権若しくはどのような種類であれ請求権の対象とはならないことを書面により確認しなければならない。

○SECが顧客有価証券の保護のため十分であると指定した場所で保有される有価証券。

Q20　貴国・地域における投資業者は、貴国・地域における制度に基づき、オムニバス口座（国内顧客からの顧客資産を含む）に、他の国・地域により規制・監督される投資業者（外国投資業者）により預託される顧客資産（外国顧客に属する）を保有することができるか？そうであるなら、外国投資業者の顧客資産に適用される保護は何か？外国投資業者は、その顧客資産に対してそのような保護を保証するためにとらなければならない措置は、あるとすれば、何か？外国投資業者は、そのような保護（権利放棄）を減少させるためにどのような措置をとることができるか？外国投資業者がそのような措置をとる場合の影響は何か？

Au　この問題は、オーストラリアの投資業者がその顧客金銭と同一のオムニバス口座にある外国投資業者のそれとを混合できるかどうか尋ねているものとして解釈できる。投資業者は、顧客金銭を法の要件を遵守する顧客金銭法定信託口座に支払わなければならない。法は、何の金銭を口座に預託できるのか、さもなければ顧客金銭口座として知られる口座に預託できるかに関して制限を設ける。外国投資業者の顧客金銭は、顧客金銭口座に支払うことを、従って混合することを認められない。顧客金銭を顧客金銭口座に支払うことに続き、顧客は、それに権限を付与し、同意した場合には、顧客金銭は、引き出

され、別の口座に支払うことができる。この口座は、外国顧客から金銭を保有できるオムニバス口座であることができる。顧客の同意と権限付与を持ってオムニバス口座に続いて預託された顧客資産に適用される法的規定はない。外国・地域の規制は、あるとしても、外国投資業者がとらなければならないステップを命令しない。ASX 24市場参加者　顧客資金は、上記のように顧客資金口座に預託しなければならない。投資業者が顧客資金を他の投資業者に支払う旨の規定はあるが、その場合、顧客資金は顧客資金口座に支払われなければならない。オーストラリアのAADI又はオーストラリアのADIを有するグループの一部である投資業者に関し、その顧客金銭口座をそれ自身又はグループ内のオーストラリアのADIに維持することの制限はない。そのような場合は、それらは、なおも、顧客資金要件に基づく制限の対象である。投資業者がオムニバス口座を（他のブローカーのために）運営することを選択する場合、自己口座及び顧客口座は、投資が外国・地域で行われたとしても、その系統の全てのレベルで清算及び決済施設レベルにまで下がって区分して維持される要件がある。

Br　本課題に関しては、特定のルールはない。一般ルールは、最終実質所有者が常に特定可能でなければならないことである。現地のオムニバス口座は、上記のように、そのルールの例外である。オムニバス口座で保有される外国投資業者の顧客資産に適用される保護は、現地の投資業者の顧客資産にも同じく適用される。高度の保護がある。というのは、顧客資産（有価証券と建玉）は、常に、保管機関レベルで投資業者の資産、そして他の顧客に属する資産から分別管理される。

Ca　はい。外国投資業者は、IIROCディーラー会員にオムニバス口座を開設することを認められる。但し、オムニバス・ベースでIIROCディーラー会員と取引を行う投資業者及びその顧客に与えられるカナダ投資者保護基金の保護はない。

Fr　金融商品に関し、オムニバス口座は、フランスでは認められない。全ての口座が個別に名義付けされていることが原則である（CSDレベル及び所有権を付与しない他の仲介レベルを除く）。顧客有価証券を保有するフランス外の銀行／投資業者がフランスの銀行／投資業者に当該銀行／投資業者のためそれらを保有することを依頼する場合、当該フランスの事業体は、当該外国の事業体の顧客の有価証券のため専用の口座を開設する（当該口座は他の誰の有価証券も含まない）。要請があれば、フランスの事業体は、フランス外の事業体の顧客それぞれのために専用の口座を開設する。これは、保護の水準を強化するが、費用はもっとかかる。顧客資金に関しては、上記Q4への回答を参照。

Ge　(i)DepotGの範囲においては、国内顧客からの顧客資産と外国顧客に属する顧客資産との区別はない。　(ii)外国投資業者の顧客資産には、国内投資業者の顧客資産に対するものと同じ保護が適用される。　(iii)外国投資業者がその顧客資産についての保護を保証するための措置をとる必要はない。ドイツ法、すなわち、DepotG及びDepot -Bekが保管約諾に適用される場合、外国顧客は国内顧客と同じ保護からの便益がある。　(iv)顧客も外国投資業者もそのような保護を減じることができない。

HK　はい。我が地域の投資業者は、オムニバス口座に外国投資業者の顧客資産を他の顧客資産と一緒に保有することを認められる。そのような顧客資産は、香港において投資業者が受け取った又は保有する他の顧客資産に付与される保護と同じ保護の権利を与えられる。　投資業者に顧客資産を保有する外国投資業者は、当該投資業者の他の顧客と同じ顧客資産保護要件の対象である。投資業者の顧客は、顧客資産保護要件の権利放棄をすることを認められない。

In　いいえ。

It　はい。但し、これまでの回答に基づき説明された全ての条件が満たされる場合に加えて次の条件に

適合すること：(a)金融商品の保管業務が規制及び監視の対象である場合、投資業者は、顧客資産をそのような規制の対象であるサブ保管機関に預託しなければならない。又は(b)業務が規制されない場合、投資業者は、顧客資産を預託できる。但し：(I)預託が提供された金融商品／サービスの観点で必要である。又は(II)専門家顧客が書面により同意した。

Jp　はい。但し、顧客資産は、投資業者が各顧客の資産を特定できる方法で保有されなければならない。加えて、顧客資産は、1000万円まで投資者保護基金による補償の対象である。

Kr　金融投資業者を通して外国有価証券の取引から受け取った有価証券は、韓国証券保管機関が任命する外国保管機関に保有されなければならない（そのような外国保管機関は、金融サービス委員会が指定し、公告する外国預託機関でなければならない）。

　そのような顧客を保護するためには、これらの資産を保有できる外国預託機関は、KSDと類似の機能を果たすため設立され、外国・地域の政府又は規制機関の規制上の監督下にある預託機関に限られる。

Me　投資業者に預託された資産に与えられる水準と同じ保護水準がなければならない。

NL　投資業者は、他の国・地域の投資業者により預託される顧客資産及び国内顧客の顧客資産を含むオムニバス口座に預託された顧客資産を保有することを認められる。　区分は、次に掲げる資産間で行うことができる。(i)CSDが運営するオランダの「振替」プールで保管される資産；(ii)外国の（サブ保管機関）で保管される資産。　両方の場合において資産を保有するために2つの選択肢がある。(i)オランダ証券振替移管・運用法（Wge）のシステム；及び(ii)預託機関のシステム。　外国資産は、オランダ証券振替移管・運用法（Wge）内で保管できる。さらなる要件が外国資産に適用されるので、より共通した方法は、預託システムを使用することである。

　オランダの規則は、外国顧客と国内顧客の保護において異ならない。

Pa　該当しない。

Po　―

Ro　顧客資産保護規則に関し、国内顧客と海外顧客のために保有する顧客資産間のルーマニア法制には違いはない。

Si　シンガポールの投資業者は、信託に外国投資業者の顧客金銭／資産を保有しなければならず、他の顧客金銭／顧客資産とオムニバス口座で保有することを認められる。　SFA/SFRに基づく規制上の要件及び保護は、同様に、外国投資業者の顧客金銭／資産に適用される。

Sp　投資業者は、顧客オムニバス口座で他の国・地域の投資業者からの顧客資産を保有できる。　顧客資産を外国業者に移管する前に、顧客は、次のような外国の法的制度、リスク及び投資者権利について検証しなければならない。　(a)投資者補償制度を含め、顧客保護を確実にする概要説明。　(b)金融商品又は現金が第三者により保有される場所、業者の責任及び外国業者の支払不能の結果の情報を顧客に与えること。　(c)金融商品が第三者によるオムニバス口座で保有される場合。業者は、その事実を顧客に伝え、顕著なリスクの警告を提供しなければならない。　(d)業者は、顧客に属する金融商品又は現金を含む口座がEU加盟国以外の国・地域の法律の対象である又はそうなるであろう場合、顧客に伝えなければならず、従って金融商品又は現金に関連する権利が異なることがあることを示唆しなければならない。　(e)業者は、顧客の金融資産又は現金に関して有する又は有するかもしれない有価証券権利又は先取特権の存在又は条件について顧客に伝えなければならない。業者は、投資者のために金融商品の保有及び保管を規制しない外国の第三者に顧客のために保有する金融資産を預託できない。

Tu　はい。投資業者は、関係国・地域の管轄当局により許可を受けた外国投資業者のホワイトラベルとしての業務についてのみ外国・地域にあるオムニ

バス口座を保有することを認められる。　　投資業者は、分別管理口座に外国・地域に保有される顧客資産の記録を保存しなければならない。現在、これらの口座は投資者保護制度の対象ではない。

UK　英国顧客資産規則は、英国の又は海外の顧客のために保有される顧客資産間で異なることはない。

USF　はい。そのような顧客資産は、米国内の投資業者が保有する米国顧客の顧客資産と同じ保護を受ける権利がある。　　そのような保護は減少できない。

USS　はい。顧客保護規則は、一般的に米国及び外国顧客の間で差異をつけない。

FINANCIAL FUTURESニュース

（平成27年4月～６月）

１．SGX、投資家教育を強化　（PR　4月1日）

シンガポール取引所（SGX）は、電子取引ゲームStockWhiz（株式の達人）とe-tutorialsで投資家教育を強化する。StockWhizは、2015年4月1日から6月30日まで開催され、18才以上のシンガポール及び周辺国の居住者が参加でき、S $2,500相当の仮想通貨を与えられ、SGXに上場する400銘柄超の株式、REITS及びETFに投資する。報奨金は、総合最優秀者はS $3,000、各月の優秀者30名は各月S $100。このほか、e-tutorialsでは、SGXのウェッブサイト1SGX Academy及びTradeHero Appで学習することができる。SGXは、全国学習研究所（NIE）と協力し、対面学習及び電子学習により3万人超の教師の金融の能力と知識の増進を図る。今後3年間で約4,000人の教師が教育を受ける。

２．LCH.Clearnet、店頭インフレーション・スワップを清算　（PR　4月7日）

LCH.Clearnet Limitedは、そのSwapClearを通して、インフレーション・スワップの清算サービスを提供する。

３．MAS、証拠金率規程違反で業者を譴責　（PR 4月8日）

シンガポール通貨庁（MAS）は、証券及び先物（財務及び証拠金要件）規則第4スケジュール第18テーブルで定める最低証拠金率に違反したとしてCMC Markets Singapore Pte. Ltd.を譴責した。

４．TFX、くりっく365ラージ上場について意見募集　（PR　4月13日）

東京金融取引所（TFX）は､取引所為替証拠金取引における大口投資家向け商品「くりっく365ラージ」（仮称）の上場について意見募集した。通貨ペアは、米ドル・日本円、ユーロ・日本円、英ポンド・日本円、豪ドル・日本円及びユーロ・米ドル。同商品は、取引単位が従来のものの10倍。上場時期は平成27年10 ～ 12月を予定。

５．英ギャンブル委員会、バイナリー・オプション詐欺に注意喚起　（PR　4月13日）

英ギャンブル委員会は、消費者向けに、バイナリー・オプション取引のなりすまし詐欺に次の注意喚起を行った。①免許業者であることを確認すること、②免許業者かどうかわからない場合は、利用しないこと、③委員会は、損失を回復・補償できないこと、④違法、無免許業者を利用して金銭を失った場合の連絡先。

６．ポーランド清算機関、Nasdaqの清算システムを導入　（PR　4月15日）

ポーランド・ワルシャワ商品清算機関（IRGIT）は、NasdaqのX-Stream清算システムを導入することでNasdaqと合意した。2016年央稼働の予定。

７．SGX上場企業での女性役員数10％増　（PR　4月16日）

シンガポール取引所上場の企業での女性役員が2014年に前年比10％（42名）増えて448名になった。

８．CFTC、フラッシュ・クラッシュのきっかけとなった相場操縦を告発　（4月21日）

米商品先物取引委員会（CFTC）は、2010年5月6日のフラッシュ・クラッシュ（瞬間暴落）のきっかけとなった相場操縦について告発した。被告人は、E-miniS&P期近先物の価格操縦及び見せ玉を行った。

９．IRDの50％超及びCDS指数の70％超がSEFで取引　（PR　4月22日）

国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）によれば、2015年第1四半期中に金利デリバティブ（IRD）の54.5％（前年52.4％）及びCDS指数の70.7％（同62.5％）がスワップ執行施設（SEF）で取引された。また、同じく、取引が清算される割合は、IRD取引の72.5％（同76.5％）、CDS指数の80％強（同74.7％）であった。

10．JEPX、NasdaqのSMARTSを導入　（PR　4月22日）

日本卸電力取引所（JEPX）は、Nasdaqの市場監視システムSMARTSを導入する。

11．SEC、法令遵守役員に内部告発報奨金140 ～ 160万ドル支払い　（PR　4月22日）

米証券取引委員会（SEC）は、法令遵守役員に内部告発報奨金140 ～ 160万ドルを支払う。内部告発報奨金額は、罰金額が100万ドルを超える場合、懲戒処分により徴求される金額の10 ～ 30％。

12．ドイツバンク、LIBOR・EURIBOR不正操作等で罰金　（PR　4月24日）

CFTC及び英金融行為規制機構（FCA）は、ドイツバンクにLIBOR及びEURIBORを不正操作・報告したとして、それぞれ8億ドル及び2.27億ポンドの罰金を課した。

13．JPX、ベトナムにデリバティブ市場設立を支援　（PR　4月28日）

日本取引所（JPX）は、ベトナム・ハノイ証券取引所によるデリバティブ市場設立を支援する。

14．ESMA、豪、香港、日本及びシンガポールの中央清算機関を公認　（4月29日）

欧州証券市場機構（ESMA）は、豪、香港、日本及びシンガポールの中央清算機関、合計11機関を公認した。

15．世界のOTCデリバティブ取引残高、減少　（PR　4月30日）

主要13ヵ国の主要銀行を対象とした国際決済銀行（BIS）の調査によると、2014年12月末の世界のOTCデリバティブ取引残高（想定元本ベース）（2004年12月末以降は、CDS[※3]を含む。）は、630兆米ドル（2014年6月比▲8.9％）と減少したが、市場価値で評価した総市場価額は、全体で21兆ドル（同19.7％増）と増加した。外国為替のうち、米ドルは88.6％（2014年6月末は87.1％）、ユーロは33.6％（同35.4％）、円は18.8％（同17.6％）を、金利のうち、米ドル建ては34.1％（同28.5％）、ユーロ建ては33.1％（同39.4％）、英ポンド建ては11.3％（同10.8％）、円建ては9.1％（同9.2％）を占める。

（単位：10億米ドル）

	2012年 12月末	2013年 6月末	2013年 12月末	2014年 6月末	2014年 12月末
全商品合計	635,685	696,408	710,633	691,640	630,150
うち外国為替	67,358	73,121	70,553	74,782	75,879
うち先渡し等※1	31,718	34,421	33,218	35,190	37,076
スワップ※2	25,420	24,654	25,448	26,141	24,204
オプション	10,220	14,046	11,886	13,451	14,600
［参考：取引所取引	337	344	386	379	393］
金利	492,605	564,673	584,799	563,290	505,454
うちFRA	71,960	86,892	78,810	92,575	80,836
スワップ	372,293	428,385	456,725	421,273	381,028
オプション	48,351	49,396	49,264	49,442	43,591
［参考：取引所取引	48,523	62,160	56,951	65,624	57,222］
株式関連	6,251	6,821	6,560	7,084	7,941
商品（金等）	2,587	2,458	2,204	2,206	1,868
CDS※3	25,068	24,349	21,020	19,462	16,399
うち個別対象先	14,309	13,135	11,324	10,845	9,041
複数対象先	10,760	11,214	9,696	8,617	7,358
その他※4	41,815	24,986	25,496	24,815	22,609
［参考：取引所取引		69,117	64,098	73,462	64,858］

※1　Outright forwards and forex swaps
※2　Currency swaps
※3　Credit Default Swaps
※4　不定期に報告する金融機関の残高予想額。

16. ペルー・リマ証券取引所、LSEGの取引システムMillenniumITを導入　（PR　5月7日）

ペルー・リマ証券取引所は、ロンドン証券取引所グループ（LSEG）の取引システムMillenniumITを導入し、稼働が開始した。

17. TFX、トルコリラ／円を上場　（5月11日）

TFXは、トルコリラ／円（TRY/JPY）の取引所為替証拠金取引を上場した。取引単位は1万通貨単位、最少価格変動幅0.01。

18. モロッコ証券預託機関、LSEGの取引情報蓄積技術を導入　（PR　5月12日）

モロッコ中央証券預託機関（MaroClear）が、LSEGの取引情報蓄積技術UnaVistaを導入した。

19. CMEとKOFIA、市場研修・訓練分野でより密接な協力　（PR　5月17日）

シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）と韓国金融投資協会（KOFIA）は、市場研修・訓練分野でより密接な協力をしていくことで趣意書に調印した。

20. Nasdaqストックホルム、ビットコインのデリバティブを上場 （PR　5月18日）

Nasdaqストックホルムは、ビットコインを原商品とし、追跡するBitcoin Tracker Oneを上場した。

21. CFTC、バークレイズ銀に指標操縦等で7.1億ドルの罰金 （PR　5月20日）

CFTCは、バークレイズ銀行に外国為替指標レートの操縦、虚偽報告及び他の銀行の操縦の手助けにつき、民事上の罰金4億ドル、米ドルISDAFIX指標スワップ・レートの操縦及び虚偽報告につき、同じく1.15億ドルの支払いを命令した。4億ドルの中には、バークレイズ銀行が調査の早い段階で解決させなかった分も反映されている。これで、バークレイズ銀行は、ISDAFIX、FX及びLIBORの指標濫用で、合計7.15億ドルのCFTC処分の対象となっている。なお、CFTCは、2014年11月11日、5銀行に対し合計14.75億ドルの罰金を課している。（Citibank3.1億ドル、JPMorgan Chase Bank3.1億ドル、Royal Bank of Scotland2.9億ドル、UBS2.9億ドル、HSBC Bank2.75億ドル）

22. FCA、バークレイズ銀に外国為替業務管理怠慢で2.84億ポンドの罰金 （PR 5月20日）

FCAは、バークレイズ銀行にロンドンにおける外国為替業務における管理の怠慢で£284,432,000の罰金を課した。管理の怠慢により、トレーダーが顧客、他の市場参加者及び広く英国金融制度よりもバークレイズの利益を優先させる行為を行う機会を与えた。そのような行為には、顧客や市場に不利となるような顧客の取引についての情報の不適切な共有、スポットFXレートの操縦等がある。

23. ASIC、無免許のFX業者にウェブサイト変更を命令 （PR　5月22日）

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、無免許でオーストラリアの投資家に外国為替証拠金取引を行っていたFX Primusにそのウェブサイトの変更及び金融サービス提供の免許を有していない旨オーストラリアの顧客に通知することを命令した。

24. FCA、バイナリー・オプションを金融商品として規制 （PR　5月25日）

FCAは、バイナリー・オプションを金融商品として、FCAが規制する提案を行い、意見を募集した（締切は6月18日）。具体的には、MiFIDⅡの英国法への移行に合わせて金融サービス市場法（規制業務）令2001第85条（差額契約等）を改正し、バイナリー・オプションを金融商品と位置付ける。

従来は、英国では、バイナリー・オプションは、英国内の遠距離（remote）にギャンブル施設がある場合に限り、ギャンブル委員会が管轄してきた。遠距離でなければ、バイナリー・オプションに対する規制はなかった。EUでは、欧州経済圏内のどこかの国で許可を受けた業者は、他の欧州経済圏の国でも業務を行えるため、他の欧州経済圏内でバイナリー・オプションの取扱いを金融業として許可を受けた業者は、英国内でその業務を行うことができる。

25. LCH.Clearnet、欧州でFXデリバティブのバイ・サイド清算開始 （PR　5月26日）

LCH.Clearnet Limitedは、欧州でFXデリバティブのバイ・サイドの清算を開始した。非受渡決済先渡取引（NDF）を取引するエンド・ユーザーは、清算ブローカー4社と接続でき、欧州のより多くの業者がNDFの清算にアクセスできる。NDF取引を清算しようとするバイ・サイド業者及び銀行は、清算ブローカ

ー並びに個別分別管理口座（ISA）及びグロス・オムニバス分別管理口座（OSA）等の中から選択することで望ましい資産保護水準を選択できる。

26. 中国の2取引所及びドイツ取引所、合弁の取引所設立で合意 （PR　5月27日）

上海証券取引所、中国金融先物取引所及びドイツ取引所は、中国外の国際的な投資家向けに中国関係の原商品で人民元建ての商品を上場する合弁の取引所をドイツに設立することで合意した。新取引所の名称は、China Europe International Exchange。出資割合は、それぞれ40％、20％及び40％。2015年第4四半期に取引開始の予定。

27. NFA、FDMの外国為替取引要件及び財務要件改正案 （PR　5月28日）

全米先物協会（NFA）は、外国為替ディーラー会員（FDM）の外国為替取引要件に関するNFA法令遵守規則第2-36条、財務要件第11条及び第12条の改正案並びにNFA法令遵守規則第2-36条解釈通知案（外国為替ディーラー会員リスク管理プログラム）をCFTCに提出した。今回の改正案及び解釈通知案の内容：

① **CCO**：FDMの主任法令遵守役員（CCO）は、毎年、CFTC規則第3.3（e）条要件に適合する年次報告書を作成し、その役員会及び上級役員に提出し、各FDMは、当該年次報告書をFDM財務年度終了から60日以内にNFAに提出しなければならない。

② **リスク管理プログラム**：各FDMは、NFAが定めるリスク管理プログラムを作成・実施しなければならない。下記「FDMのリスク管理プログラム」参照。

③ **情報公開**：FDMは、次に掲げる事項をそのウェブサイトに掲げ、(iv)から(vii)に変更があったときはその旨明示し、1年1回以上、必要な時に更新しなければならない。(i)FDMの各プリンシパルの氏名、役職、経歴等、(ii)主要な業務の種類と種類ごとの資産及び資本配分状況の説明、(iii)顧客、市場及び取引通貨の種類、国際業務、使用するプライム・ブローカー及び流動性提供者、銀行預託機関、保管機関及びCFTC規則第1.25条に基づき認められる取引に対する取引相手の選択に関する方針及び手続きの説明、(iv)法第1a条（18）に定義される適格契約参加者との取引に伴うリスクについての説明、(v)過去3年間の未決又は完結した重大な苦情等についての説明、(vi)調整後純資本、純資本及び超過純資本の要約表等、(vii)財務状況及び直近の年次報告書、(viii)過去12ヵ月の外国為替財務報告に関し、NFAに日次報告された全顧客債務、並びに(ix)FX口座を維持した最近4四半期について四半期ごとのCFTC第5.5（e）条に定める開示。

④ **調整後純資本額**が、(i)2000万ドル、(ii)2000万ドルプラス次の（aa）～（dd）に掲げる金額又は(iii)FCMについてこれらの財務要件第1条に定める他の額のいずれか最も大きい額。(aa)従来のFDMの顧客に加え、顧客及びFDMの関係会社でなく、ディーラーとしての業務を行わない適格契約参加者（ECP）取引相手に対する全債務の5％で、1000万ドルを超える額、(bb) ディーラーとして業務を行わないFDMの関係会社であるECP取引相手に対する全債務の10％、(cc)FDMの関係会社で、ディーラーとして業務を行うECP取引相手のそれらの顧客（ECP取引相手）に対する債務で、商品取引所法第2(c)条(2)(D)に定める一般顧客向け商品取引に関連する債務を含む全ての債務の10％、(dd)FDMの関係会社ではないディーラーとして業務を行うECP取引相手に対するFDMの債務で、同法第2(c)条(2)(D)に定める一般顧客向け商品取引に関連する負債を含む全ての負債の10％。また、FDMは、ECP取引相手から証拠金を徴求すべきこと。

⑤　**リスク許容限度**：リスク管理プログラムはまた、上記の要素ごとにリスク許容限度を設定し、これらの限度を設定するに当たって使用する基本的な方法論に加え、これらの限度についての例外を統制し、検知し、適切な管理者に報告する方針及び手続きついて説明しなければならない。これらのリスク許容限度は、当該業者の上級管理者により四半期ごとに及び当該業者の統治機関により毎年点検され、認可されなければならない。FDMは、これらの認可の写を保存しなければならない。加えて、リスク管理プログラムには、FDMが設定したリスク許容限度の違反を検知し、リスク管理部門の監視者及び上級管理者に警告を発するための方針及び手続きを含まなければならない。

⑥　**ストレステスト**：FDMは、リスク管理プログラムの一部として、半月に1回以上、自己口座及び各取引相手口座（一般顧客及びECPの両方）におけるすべての建玉の極端な、但し妥当な、条件下でのストレステストを実施しなければならない。

⑦　**関係会社リスク**：リスク管理プログラムはまた、FDMが関係会社、FDMの他の事業分野及びFDMが携わる他の取引業務についての主たるリスク管理者及び／又は流動性供給者として機能するときに関係会社が引き起こすリスクを含め、FDMの関係会社が引き起こす全てのリスクを考慮しなければならない。

⑧　**定期的リスク負担報告書**：各FDMのリスク管理部門は、四半期ごとにリスク負担報告書を上級管理者及び統治機関に提出しなければならない。それには、FDMの全ての適用されるリスク負担、設定されたリスク限度の違反、リスク管理プログラムへの勧告された若しくは完了した変更、勧告された変更実施の勧告された時間枠、並びにリスク管理プログラムへの前に勧告された変更の未完了の実施の状況を明記すること。各FDMはまた、上級管理者及び統治機関にFDMのリスク負担に重要な変化をFDMが検知したときは直ちに、暫定リスク負担報告書を提出しなければならない。FDMは、その上級管理者及び統治機関に提出した暫定リスク負担報告書をFDMの上級管理者及び統治機関に当該報告書を提出してから5営業日以内に全ての四半期ごとの及び暫定のリスク負担報告書の写をNFAに提出しなければならない。

⑨　**リスク管理プログラムの監視**：FDMは、リスク管理プログラムが全ての適切な者により厳密に把握されていることを確実にするための監視制度を構築しなければならない。

⑩　**点検及びテスト**：FDMは、リスク管理プログラムが年1回以上又はFDMのリスク特性を変えるかもしれないと合理的に考えられるFDMの事業への大きな変化があったとき、業務取引部門から独立した有資格の内部監査職員により又は業務取引部門から独立したFDM職員の下での有資格の第三者監査サービスにより、点検・テストされることを確実にしなければならない。その点検には、リスク管理方針及び手続き遵守及び有効性の分析並びにリスク管理プログラム修正の勧告を含めなければならない。点検の結果は、上級管理者及びFDMの統治機関に報告され、点検されなければならない。FDMは、点検若しくはテストの日、結果、特定された欠陥、修正措置、並びに修正措置が行われた日など、リスク管理プログラムの全ての内部及び外部の点検及びテストを書類化しなければならない。

⑪　**記録保存**：FDMは、NFA法令遵守規則第2-10条に定めるところにより、全ての書面による方針及び手続き、それらへの変更、並びにこの通知に求められる認可の写を、CFTC規則第1.31条に基づき求められる期間、保存しなければならない。

「FDMのリスク管理プログラム」

FDMは、法令遵守規則第2-36条に基づき、①その外国為替業務に伴うリスクを監視・管理するために設計された書面によるリスク管理プログラム（「リスク管理プログラム書」）を作成し、それが配布された者の

記録を保存し、写をNFA及びCFTCに、要請があった時は、提出しなければならない。②価格決定、取引、販売、広告、勧誘等の業務に携わる役職員から独立した者で、十分な権限を付与され、有資格で、当該FDMのリスク管理プログラムを実行できる財務・業務知識のある者を有する「リスク管理部門」を直接上級管理者の下に設置しなければならない。③リスク管理プログラムの構成要素には、少なくとも次のa.～k.に掲げるリスクを監視・管理する方針及び手続きを含む。ａ．市場リスク（全取引相手について、毎日市場リスク量の測定、価格変動性、ベーシス及び相関関係リスク、レバレッジ、オプション・ポジションの感応度及び市場リスク許容限度を遵守するためのポジション集中、業務取引部門から独立した者による適時・信頼できるデータ評価、そして損益の元帳との定期的照合）、ｂ．信用リスク（外国為替取引取引相手の信用供与の限度、業務取引部門から独立した者が行う取引相手顧客信用限度違反の監視・報告遵守のための毎日の信用リスク負担の測定、証拠金必要額の監視・調整、担保の定期的評価）、ｃ．流動性リスク（流動性必要額の毎日の測定、プライムブローカー及び流動性提供者により与えられるリスク証拠金担保の速やかかつ価格に大きくは影響しない売却手続きと、市場及び信用リスクを正確に反映する適切な担保掛目）、ｄ．外国通貨リスク（外国通貨の価値の変動に対する資本額を毎日測定して、限度及び通貨変動に対する安全装置に遵守すること）、ｅ．法的リスク（取引及びネット取決めが健全であり、口座開設約諾書が適切であり、十分なリスク開示が行われていること）、ｆ．オペレーショナル・リスク（安全・安心かつ十分・拡張性のある業務取引部門から独立したオペレーション・情報システム、欠陥の検知・特定及び速やかな修正等）、ｇ．取引相手リスク、ｈ．一般向け外為顧客リスクへの負債（十分な資産を有していることを確実にするプロセス：このプロセスは、顧客への助言、顧客の現金受け取りの認可、記録・報告書作成に責任を有する個人の分離、一般顧客に対する負債の正確な計算、預託機関についての継続した評価、一般顧客に対する負債のための資金の投資の評価、取引記録の速やかな作成を含む。）ｉ．テクノロジィ・リスク（自己及び第三者取引基盤に伴うリスク、自己及び第三者取引基盤の安全性、テクノロジィの変更及び業務継続計画）、ｊ．資本リスク（法令規則を遵守した十分な資本を有しているか）、ｋ．その他のリスク）。

28. NFA、理事の数・構成を変更　（PR　5月29日、6月26日）

NFAは、定款を変更して、理事の数・構成を変更する。

	FCM	SD/MSP/RFED	CPO/CTA	IB	Contract Market	Public	Total
現在	7	7	5	2	3	13	37
変更後	5	5	4	2	3	10	29

29. BIS統計、取引所デリバティブ取引　（PR　6月8日）

BISは、取引所デリバティブ取引の2015年1月～3月の建玉残高と取引高を公表した。

建玉残金額（単位：10億米ドル）

	2012年末	2013年末	2014年末	2015年3月
先　物				
全市場	24,071.4	25,787.9	27,153.7	27,526.6
金利	22,626.9	24,165.1	25,348.4	25,561.5
通貨	231.7	243.9	233.7	231.6
株価指数	1,212.8	1,378.9	1,571.6	1,733.5
オプション				
全市場	30,037.4	38,310.2	37,688.9	41,352.8
金利	25,895.8	32,786.2	31,874.0	35,059.5
通貨	105.6	142.6	143.4	160.1
株価指数	4,036.0	5,381.4	5,671.4	6,133.1

取引金額（単位：10億米ドル）

	2013年	2014年	2014年Q2	2014年Q3	2014年Q4	2015Q1
先　物						
全市場	1,415,393.1	1,450,467.2	353,243.5	356,854.6	376,052.9	368,772.4
金利	1,244,191.2	1,266,581.5	314,318.4	312,921.6	317,722.9	312,521.3
通貨	32,615.6	28,837.2	6,094.6	7,286.6	8,193.3	7,291.7
株価指数	138,586.3	155,048.4	32,830.5	36,646.4	50,136.7	48,959.5
オプション						
全市場	467,383.8	486,003.2	117,543.9	123,286.0	121,737.7	119,161.1
金利	354,368.4	334,809.9	86,907.6	83,091.6	73,296.6	79,327.8
通貨	3,023.1	3,069.7	596.5	835.9	936.9	989.3
株価指数	109,992.2	148,123.6	30,039.8	39,358.5	47,504.2	38,843.9

30. ジョイント・フォーラム、信用リスク管理に関する報告書を発出　（PR　6月2日）

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）の後援で設置されたジョイント・フォーラムは、「各業態における信用リスク管理の進展：現状と提言」に関する報告書を公表した。同報告書では、①信用リスク管理及び規制資本に対する内部管理モデルへの過度の依存には警戒すべきこと、②利回り確保（search for yield）の動きを生じさせる低金利下、リスク・テイクの動きの増大とそのため必要なリスク管理プロセスに精通すべきこと、③店頭デリバティブの証拠金に使う高格付けの流動性のある担保を必要としていることを知っているべきこと、BCBS、IOSCO及びIAISは、担保の利用可能性の監視及び評価促進させる措置をとることを考慮すべきこと、④信用リスク管理の一環として中央清算を正しく利用しているか考えるべきこと、の4つの提言を行った。

31. ASX24、20年国債先物を上場　（6月11日）

オーストラリアASX24は、これまでの3年及び10年の国債先物に加え、2015年第3四半期に20年国債先物を上場する。

32. SEBI、6年及び13年国債先物（差金決済）上場を許可 （PR 6月12日）

インド証券取引委員会（SEBI）は、インド準備銀行（RBI）と協議の上、6年及び13年国債先物上場を許可することとした。10年国債（差金決済）は、すでに2013年12月5日に許可済み。ともに差金決済。取引所／清算機関は、上場前にSEBIの認可が必要。

33. CME Europe、欧州主要国の電力先物を上場 （PR 6月15日）

CME Europeは、独、仏、伊及び西各国のベースロード電源（EPEXスポット）暦月先物を上場した。取引単位は、限月の各ベースロード日の1時間当たり1MWh。差金決済。

34. 業界団体、ISDAデータ報告原則を支持 （PR 6月15日）

米先物業協会（FIA）、英国銀行協会（BBA）等の11業界団体は、デリバティブの規制報告基準の一貫性改善を目指すISDAデータ報告原則を支持する手紙を発出した。原則は、①デリバティブ取引の規制報告要件は、国内及び国境を超えて調和されるべきであること、②政策立案者は、オープン・スタンダード（開かれた基準）の利用を採用すべきであること、③世界基準が存在しない場合、市場参加者及び規制機関は、一貫性及び国境を超える調和を改善するため、共通のソリューションに関する合意に協調して取り組むべきであること、④政策立案者が国境を越えてデータに適切にアクセスし、共有できなくする法令規則は、改正又は取り消されなければならないこと、⑤取引情報蓄積機関に提供されたデータの質、完全性及び一貫性が追跡され、測定され、市場参加者及び規制機関で共有されるなど、報告の進展は、基準に従って評価されるべきこと。

35. IFEU、ユーロ建て及びポンド建て金利スワップ上場 （PR 6月16日）

ICE Futures Europe（IFEU）は、ユーロ建て及びポンド建てのEris基準の金利スワップを上場する。

36. ユーロ・スイスフランETNがXetraを通して取引可能に（PR 6月17日）

ドイツ取引所の取引システムXetraを通して、ユーロ・スイスフランの指標連動証券（ETN、Exchange Traded Note）が取引可能になった。ユーロ買建て・スイスフラン売建て、レバレッジは5倍。

37. 英ギャンブル委員会、ビットコインについてFAQで説明 （PR 6月17日）

英ギャンブル委員会は、そのFAQで、ビットコインについて次の説明を行った。①違法に英国の消費者にギャンブル施設を提供する業者について懸念していること、②本拠地がどこであるかに関わらず、同委員会の免許が必要であること、③無免許で英国内で金銭又は金銭の価値があるもの（money's worth）の懸賞をオファーする多くのウェブサイト運営者に手紙を発出したこと、④ビットコインは、金銭の価値があるもののカテゴリに含まれ、従って英国内のギャンブラーにこの施設をオファーする運営者は、免許取得が必要であり、さもなければ違法行為を行っていることになること。

38. IOSCO、証券市場規制における信頼できる抑止の取組みに関する報告書 （PR 6月17日）

IOSCOは、証券市場規制における信頼できる抑止（credible Deterrence）の取組みに関する報告書を公

表した。同報告書は、国際的な証券及び投資市場における違法行為を抑止する主要な要因として次の事項を特定する。①法的確実性(違法行為後に待つ結果が確実で予想できるものであること)、②違法行為の検知(規制機関は、情報源とつながりを持ち、正しい情報を取得すること)、③協力と共同作業（一緒に作業することで安全な場所をなくすこと)、④違反行為の調査及び告発（その実行は、大胆で断固たるものであること)、⑤制裁（違反行為から利益を得られないようにするため、違反者には、強い処罰を与えること)、⑥一般公衆への伝達（一般公衆の理解、透明性及び注意喚起が促されること)、⑦規制上の統治（より良い実行のためには良い統治が必要であること)。

39. ASIC、FX及びバイナリーのコールドコールをやめさせる （PR　6月18日）

ASICは、FX及びバイナリー・オプションのコールドコール（突然の電話勧誘）を行っていた無免許業者のFXTS Gruにオーストラリアの投資家を勧誘することをやめさせた。同社は、1日当たり40ヵ国の投資家に3000の電話をかけていた。

40. ハンガリー電力取引所、ドイツ取引所の取引基盤M7を選択 （PR　6月18日）

ハンガリー電力取引所（HUPX）は、ドイツ取引所の取引基盤M7を選択した。

41. ESMA、中央証券保管規則を9月まで延期 （PR　6月18日）

ESMAは、欧州委員会に手紙を出して、中央証券保管規則の技術基準ドラフト作成を目標であった6月18日から9月まで延期する旨を告げた。

42. ヘッジファンド設定、史上最高 （PR　6月19日）

2015年第1四半期中世界中で264のヘッジファンドが新たに設定され（一方清算されたヘッジファンドは217)、総数が10,149、設定金額が2.94兆ドルと、ともに史上最高になった。(HFR Microstructure Industry Report)

43. ムーディーズ、新清算機関格付方法を提案 （PR　6月22日）

ムーディーズは、新しい清算機関の格付方法（CCR）を提案し、意見を募集した。新CCRは、格付対象法人の清算サービスごとのボトムアップ分析を反映する。ムーディーズによれば、清算機関は、金融市場のリスク管理に重要な役割を担い、清算機関業界は債務不履行を回避してきた歴史がある。この業界はリーマンの債務不履行にもその耐性を示した。しかし、最近は、清算数量の急増、取引の複雑化、店頭取引の清算義務化などによりその業界を取り巻く環境が大きく変化しており、清算機関の役割を金融システムの健全性に極めて重要にしている、としている。

44. CME、オープン・アウトクライ閉鎖を先延ばし （PR　6月23日）

CMEは、シカゴとニューヨークのオープン･アウトクライ先物取引の閉鎖を、CFTC申請の技術的理由で、7月6日に先延ばしする。

45. FCA、新年度の規制手数料・課徴金を提案　（PR　6月23日）

FCAは、2015/2016の新年度の規制手数料・課徴金を提案した。新年度（2015/16）の年間資金調達必要額（AFR）は、前年度（2014/15）の446.4百万ポンドから35.2百万ポンド（7.9％）増加の481.6百万ポンドを予定する。増加の内訳は、27百万ポンドが継続事業自然増で、うち11百万ポンドが職員費用など。新年度の手数料は、罰金の割戻を含めて、33.9百万ポンド（8.3％）増を予定する。

46. ニューヨーク州、ビットコイン規則施行　（Register　6月24日）

仮想通貨業務に関する規則が官報に掲載され、6月24日に施行される。すでに当該業務を行っている業者は、45日の移行期間中にニューヨーク州金融サービス局（DFS）に免許の申請をしなければならない。

47.　MAS、SGXを取引停止で譴責　（PR　6月24日）

MASは、SGXを2014年11月5日及び12月3日の取引停止について譴責し、回復能力を改善するよう命令した。改善されるまで手数料上げを認めない。SGXは2000万Sドルをインフラ投資にあてる。

48. アイルランド証券取引所、ドイツ取引所の市場監視システムを導入（PR　6月30日）

アイルランド証券取引所は、ドイツ取引所の市場監視システム「ドイツ取引所市場データ＋サービス」を導入する。

PR：Press Release

・一般社団法人金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成していますが、必ずしもそれを保証するものではありません。
・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとします。
Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

〒101-0052　東京都千代田区神田小川町１－３
NBF 小川町ビルディング

一般社団法人　**金融先物取引業協会**

TEL　（03）5280-0881（代）
FAX　（03）5280-0895
URL　http://www.ffaj.or.jp/

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。
本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan